

湯之元駅周辺地区

バリアフリー基本構想（案）

2024 年 11 月時点
日置市

目次

第1章 湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定にあたり	1
1. バリアフリー基本構想策定の背景と目的	1
(1) 背景	1
(2) 目的	2
2. バリアフリー基本構想の概要、位置づけ等	2
(1) バリアフリー基本構想とは	2
(2) 計画の位置づけ	3
(3) バリアフリー基本構想に明示すべき事項	5
(4) バリアフリー基本構想策定の流れ	5
3. 計画期間、目標年次	6
(1) 計画期間	6
(2) 目標年次	6
第2章 地域現況の整理	7
1. 日置市の概要	7
(1) 日置市	7
(2) 東市来地域	7
(3) 高齢人口割合（高齢化率）	8
(4) 障害者手帳所持者推移	9
2. 湯之元駅周辺地区概況	10
(1) 湯之元駅周辺地区概況	10
(2) 湯之元駅周辺地区に関する事業	11
(3) 施設の分布状況	12
3. 公共交通の現状	18
(1) 鉄道	18
(2) バス	19
(3) 乗合タクシー	19
第3章 湯之元駅周辺地区の現状と課題	20
1. まち歩きワークショップの実施	20
(1) 概要	20
(2) 実施内容	20
(3) 当日の様子	24
2. 湯之元駅に関する課題	25
(1) まち歩き（現地点検）ワークショップで出た課題・意見	25
(2) 自治会のアンケートで出た課題・意見	32

3. 周辺道路・地区に関する課題	35
(1) まち歩き（現地点検）ワークショップで出た課題・意見	35
(2) 自治会のアンケートで出た課題・意見	44
4. 湯之元駅周辺地区のバリアフリー化に向けた課題	45
第4章 湯之元駅周辺地区バリアフリー化の基本方針	46
1. 基本理念、基本方針	46
(1) 基本理念（案）	46
(2) 基本方針（案）	46
第5章 重点整備地区について	47
1. 重点整備地区選定についての基本方針	47
2. 重点整備地区の区域設定	48
3. 生活関連施設の選定	50
4. 生活関連経路の選定	51
第6章 重点整備地区におけるバリアフリー化の概要	53
1. バリアフリー化に関する事業について	53
(1) 特定事業とは	53
(2) その他の事業とは	54
2. 湯之元駅のバリアフリー化の概要	55
(1) 特定事業	55
(2) その他の事業	56
3. 生活関連経路のバリアフリー化の概要	57
(1) 特定事業	57
(2) その他の事業	58
4. 心のバリアフリーについて	59
第7章 バリアフリー化事業の推進体制	60
1. バリアフリー化事業の推進体制	60
(1) 協議会について	60
(2) それぞれの役割	60
第8章 参考資料	62
1. 湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想協議会	62
(1) 設置要綱	62
(2) 委員名簿	64

第1章 湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定にあたり

1. バリアフリー基本構想策定の背景と目的

(1) 背景

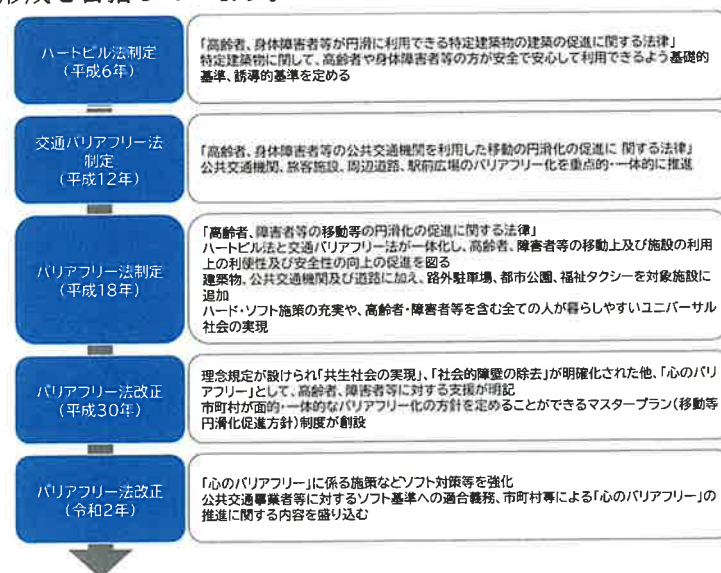
我が国は少子高齢化が急速に進むとともに人口減少社会を迎えています。「高齢社会白書（令和6年版）」では令和5年（2023年）の65歳以上の人口割合（高齢化率）は29.1%に達し、令和25年（2043年）以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年（2070年）には38.7%に達すると推計されています。

このようななか、国においては、平成6年（1994年）制定の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下、『ハートビル法』）で建築物、平成12年（2000年）制定の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、『交通バリアフリー法』）にて公共交通機関等のバリアフリーが推進されてきました。

より一体的なバリアフリーの推進を図るため、平成18年（2006年）にハートビル法と交通バリアフリー法が一体となった「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、『バリアフリー法』）を施行し、平成30年（2018年）、令和2年（2020年）の2回の改正を経て、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性向上を促進のため、ハード・ソフトの両面での公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化がより一層推進されています。

本市においても高齢化率が上昇し、今後取り巻く社会情勢は大きく変化することが予測され、高齢者の外出支援、公共交通利用促進による事業者支援や環境負担の軽減、さらには地場産業の持続的成長発展、魅力ある資源を活かしたまちづくりなどへの取組が求められています。

第2次日置市総合計画においても、「安全で快適な暮らしや交流の基盤づくり」を掲げており、自然との調和を大切にしながら、人にやさしい機能的な社会基盤を整備し、安全性、快適性を追求するとともに、交流促進を図ることで、「住んでよし」「訪ねてよし」のまちづくりを推進しています。また、日置市地域公共交通計画においても「誰もが利用しやすく地域全体で作り上げる持続可能な交通環境のまち」を掲げており、市民、交通事業者、行政、企業、関係団体等が協働・連携することで、持続可能な交通環境の形成を目指しています。



図：バリアフリーに関する主な法律の変遷

(2) 目的

本市では、バリアフリー法を踏まえ、伊集院駅、東市来駅のバリアフリー化を進めてまいりましたが、湯之元駅はバリアフリー化が進んでいない状況です。このような状況を踏まえ、湯之元駅を中心とした地区での一体的なバリアフリー化を図るため、「湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想」（以下、「本構想」）を策定することとしました。

本構想策定により、幅広い世代の住民が交流することができる地域福祉の実現のため、地域公共交通機関、道路、建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、「面的・一体的なバリアフリー化」を図りながら、ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーに取り組んでまいります。

2. バリアフリー基本構想の概要、位置づけ等

(1) バリアフリー基本構想とは

バリアフリー法第25条に定められ、高齢者や障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの相互施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想のことを指します。

基本構想の目的は、旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設等が集積している地区において、既存の施設等の個々のバリアフリー化を図るだけでなく、高齢者や障害者等が利用する様々な施設を結ぶ経路について、基本構想の作成を通して管理者等相互の連携・調整を行うことで、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化を図ることです。

バリアフリー法第二十五条(移動等円滑化基本構想)

市町村は、基本方針(移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。)に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成するよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

第2次日置市総合計画に定めている『住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき』の将来都市像を実現するため、日置市都市計画マスタープラン、日置市地域公共交通計画、日置市地域福祉推進計画等においても公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインが推進されています。

本構想も総合計画などの上位計画の内容を踏まえ、関連計画と連携を図ります。

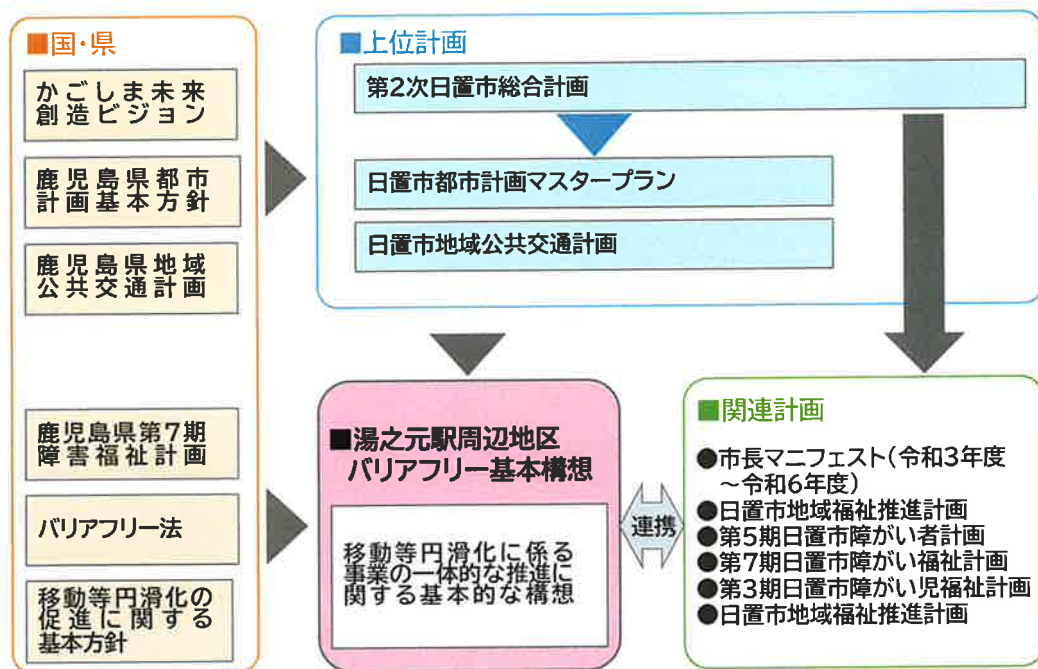


図: 関連計画位置づけ

表: 第2次日置市総合計画概要(抜粋)

第2次日置市総合計画			
策定年月	平成28年3月	計画年度	平成28年度～平成37年度
主な内容	●将来都市像 『住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき』 ●基本目標 1 笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり【保健・医療・福祉】 2 豊かな自然と調和し、安全で安心して生活できる快適なまちづくり【生活環境】 3 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり【産業経済】 4 豊かな心と感性を育てるまちづくり【教育・文化・スポーツ】 5 安全で快適な暮らしや交流の基盤づくり【社会基盤】 6 地域と人と行政がつながる持続可能なまちづくり【市民参画・行財政】 ●施策の方向性 □良好な住宅供給の推進と公園・広場・緑地など、ゆとりとうるおいの空間の整備 ・ゆとりとうるおいの空間を提供するため、公園・広場・緑地などの老朽化対策やバリアフリー化に取り組みます。 ●地域別計画(東市来地域) □湯之元地区区画整理事業に合わせた温泉を生かしたまちづくり ・これまで温泉を中心に栄えてきた湯之元地区は、国道3号の北側は区画整理事業により都市基盤の整備が進められています。一方、南側は、狭い道路が多く住宅が密集しているため、市街地環境の整備・改善と合わせ、にぎわいのある温泉街の復活に向け、地域が一体となって、まちづくりの方向性を検討していきます。		

表:日置市都市計画マスタープラン概要(抜粋)

日置市都市計画マスタープラン			
策定年月	平成31年3月	目標年度	平成47年(2035年)
主な内容	●将来都市像 『住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき』を実現するまちづくり ●まちづくりの目標 「住んでよしのまちづくり」「訪ねてよしのまちづくり」 ●都市づくりのテーマ 1 4つの地域の特性を活かしながら、一体感あるまちをつくろう 2 災害に強い、安全・安心なまちをつくろう 3 生活基盤の整った、住みやすいまちをつくろう 4 人や産業が集積する、にぎわいと活力のあるまちをつくろう 5 豊かな自然や歴史を活かした、魅力あるまちをつくろう 6 周辺都市や地域間が連携した、交流のまちをつくろう □ユニバーサルデザインを用いた拠点づくり 日帰り客はもちろんのこと、訪日外国人を含めた広域的な利用も考慮したユニバーサルデザインを取り入れたサインやサービスなどの充実を進め、だれもが旅行を楽しめる環境づくりを推進します。 ●東市来地域の将来像 「ものづくり、ひとづくり、ふれあいあふれるまち」 ・湯之元地区では、湯之元第一地区土地画整理事業の事業推進により、JR湯之元駅周辺の一体的な環境整備を図ります。 ・湯之元地区の国道3号南側の一帯は、温泉施設を含む主として住宅地ですが、狭隘道路が残る住宅密集地であることを踏まえ、防災面と温泉地の活性化につながる都市整備が必要とされ、行政と地元住民との協働による地区活性化計画の策定や市街地整備を進め、温泉街の良好な街並みづくりを図ります。		

表:日置市地域公共交通計画概要(抜粋)

日置市地域公共交通計画			
策定年月	令和4年3月	計画年度	令和4年度～令和8年度
主な内容	●日置市公共交通の将来像 利用実態・ニーズ、各交通機関の役割や高齢者の免許返納など、社会情勢やSDGs、ゼロカーボンシティの推進を踏まえ、交通事業者、行政、市民、企業、関係団体等で連携し、観光客や市内外から通勤・通学する方、高齢者など、誰もが利用しやすい交通体系を構築し、過ごしやすく訪れやすいまちを目指します。 ●公共交通の形成方針 誰もが利用しやすい 地域全体で作り上げる持続可能な交通環境のまち ～SDGsとゼロカーボンシティの推進～ ●基本方針 ①市民が安心して暮らせる交通体系の構築 ②誰もが乗りたくなる魅力ある交通まちづくり ③関係主体の連携による交通環境づくり ●計画に掲げる事業 全12事業 1 移動ニーズに応じた交通体系の構築(路線バス) 2 地域ニーズへの対応、地域内交通の見直し(東市来地域、吹上地域) 3 わかりやすい情報啓発(時刻表、路線図、車両のラッピング等) 4 乗換検索できる環境の構築(Google) 5 来訪者も使いやすい交通体系の構築(乗合タクシーの増便) 6 公共交通の乗り方教室の実施(自治会、地区公民館等) 7 市民、関係団体の活動における公共交通利用の促進 8 バス停の待合環境の整備 9 主要交通結節点の乗換環境改善(時刻、路線の変更) 10 交通結節点における案内情報の提供(路線図、案内図等の掲示) 11 新たな移動手段の導入検討(自転車、グリーンスローモビリティなど) 12 交通機関以外が行う送迎サービスの活用検討		

(3) バリアフリー基本構想に明示すべき事項

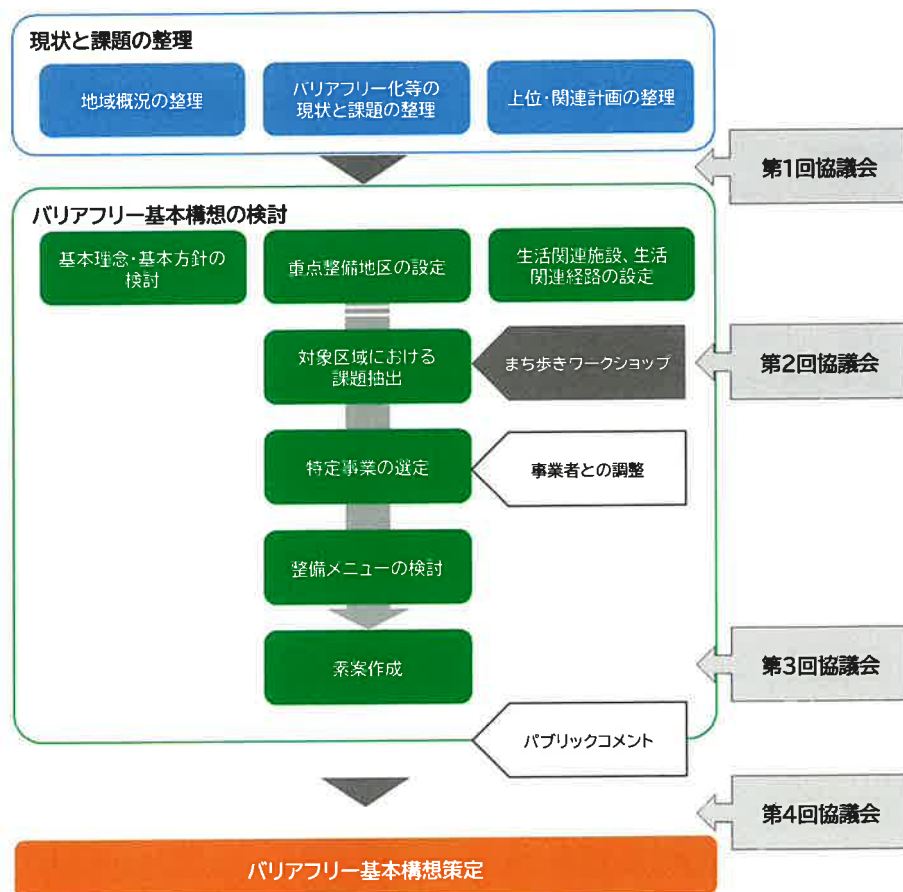
バリアフリー法第25条において、基本構想に明示すべき事項が以下のように規定されています。

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
6. ① 5.と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
7. 基本構想の評価に関する事項(スパイラルアップ(段階的・継続的な発展)に向けた継続した取組)
※1、4、7については、任意記載事項

本構想では、上記の項目に基づき、重点整備地区における基本方針を定め、バリアフリー化を推進させるための事業等について定めます。

(4) バリアフリー基本構想策定の流れ

学識経験者や関係者（高齢者団体、障害者団体等）、公共交通事業者による協議会を適宜開催し、協議会、事業者、市民で協議、調整を図りながら、本構想の検討を進めます。



図：基本構想策定の流れ

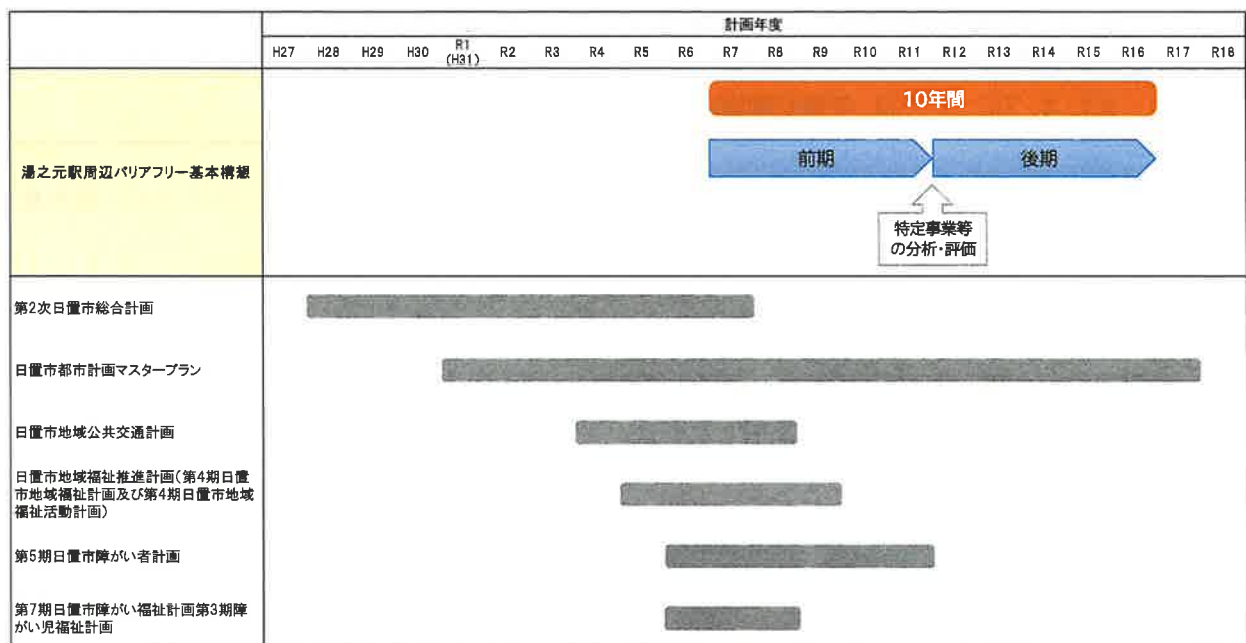
3. 計画期間、目標年次

(1) 計画期間

本構想の計画期間は10年間とし、バリアフリー法第25条の2に基づき、本構想策定後概ね5年ごとに特定事業等の実施状況について分析及び評価を行うよう努めていきます。また、その内容を踏まえ、必要に応じ見直しを実施します。

(2) 目標年次

令和16年度を目標年次とします。また、事業の実施については前期（令和7～11年度）、後期（令和12～16年度）を目安とし、バリアフリーに関する施策に取り組んでいきます。



図：計画期間

バリアフリー法第二十五条の二(基本構想の評価等)

市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

第2章 地域現況の整理

1. 日置市の概要

(1) 日置市

本市は、面積は 253.01 km²で、平成 17 年（2005 年）に東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町の合併により発足しました。

また、鹿児島県の西側、薩摩半島のほぼ中央に位置し、東は県都鹿児島市、西は東シナ海に面しています。

東側は薩摩半島の背骨をなす山地が連なり、西側は日本三大砂丘の一つの吹上浜を含む海岸平野で形成された地勢となっています。また、市街地を含む平野は火山灰台地で、古くから温泉地として栄え、大きな観光資源となっています。



図：日置市位置図

（出典：日置市地域公共交通計画）

(2) 東市来地域

東市来地域は、本市の北部に位置し、美山インターチェンジが設置され、広域移動に恵まれているほか、国道 3 号線及び県道 270 号付近を中心に市街地が形成されています。

鶴丸地区、湯之元地区、伊作田地区、美山地区のそれぞれ個性豊かな地区で構成されており、日置市都市計画マスタープランの地域別構想において、「ものづくり、ひとづくり、ふれあいあふれるまち」を方針とし、市街地の整備や土地利用等を進めています。

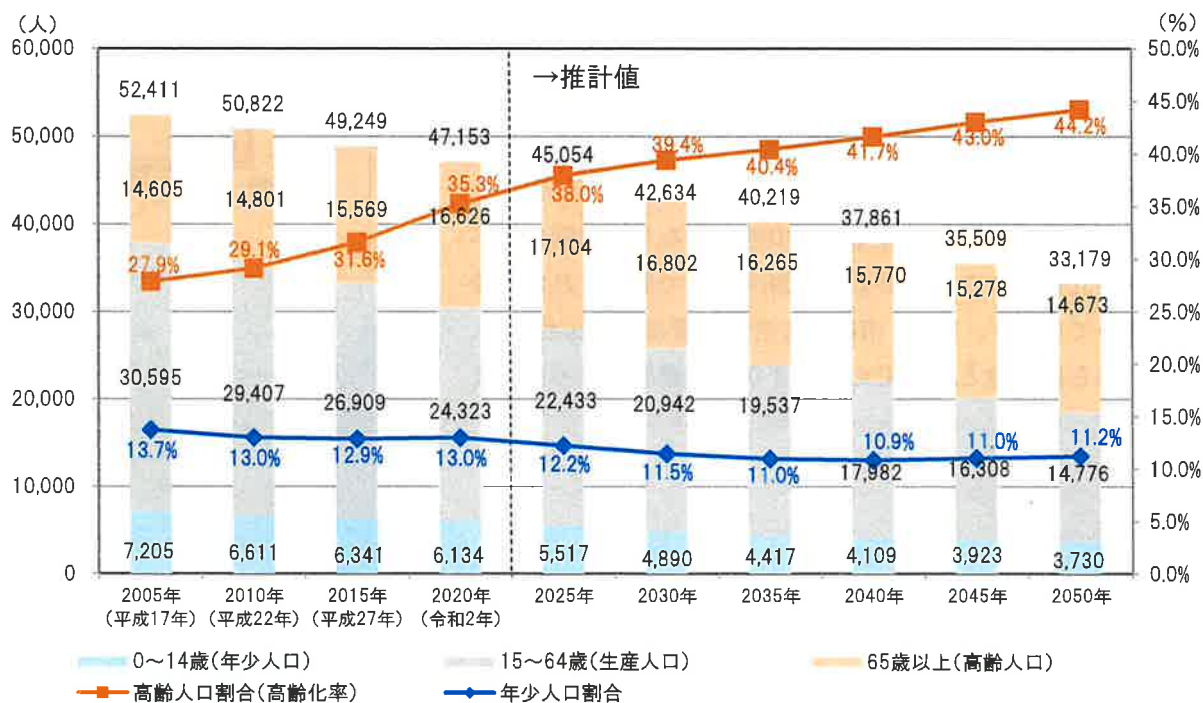


図：東市来地域別構想

（出典：日置市都市計画マスタープラン）

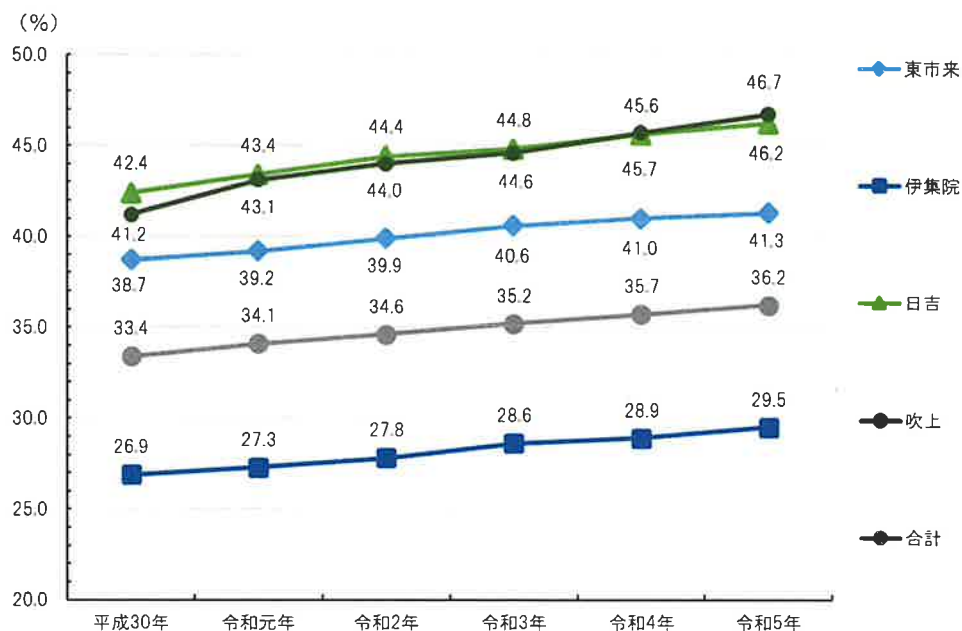
(3) 高齢人口割合(高齢化率)

本市は、人口減少、少子高齢化の一途をたどり、令和2年（2020年）には高齢化率が35.3%に達しました。令和12年（2030年）以降高齢人口は減少に転じますが、令和32年（2050年）には高齢化率が44.2%に達すると推計されており、今後も超高齢社会が進行し続けることが予想されます。



図：日置市人口推計(出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所)

地域別の高齢化率の推移を見ると、伊集院地域のみ4地域の合計値より低い値で推移しており、東市来地域、日吉地域、吹上地域は合計値よりも高い値で推移しています。また、日吉地域、吹上地域は高齢化率が40%を超えており、他の地域より高齢化が顕著に進んでいます。



図：日常生活圏域別高齢化率推移(出典：日置市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画)

(4) 障害者手帳所持者推移

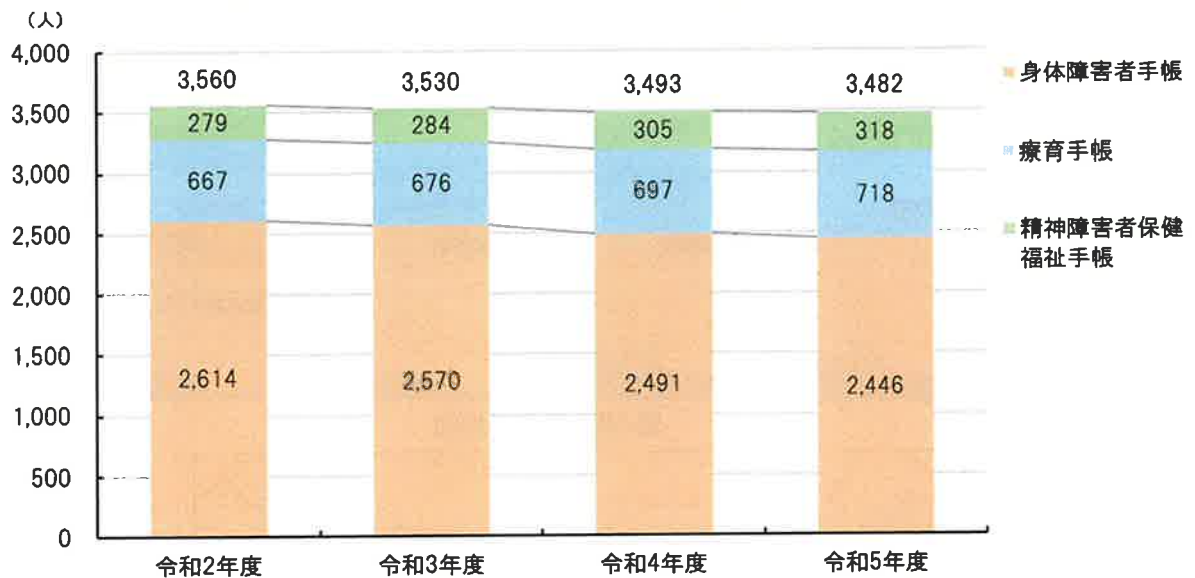
本市の障害者手帳所持者数は減少傾向であり、令和5年4月時点で3,482人となっています。

身体障害者手帳所持者数は減少しているものの、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

表：障害者手帳所持者数(出典：第5期日置市障がい者計画・第7期日置市障がい福祉計画・第3期日置市障がい児福祉計画)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者手帳所持者総数	3,560	3,530	3,493	3,482
身体障害者手帳	2,614	2,570	2,491	2,446
療育手帳	667	676	697	718
精神障害者保健福祉手帳	279	284	305	318

※各年度4月1日現在（単位：人）



図：障害者手帳所持者数(出典：第5期日置市障がい者計画・第7期日置市障がい福祉計画・第3期日置市障がい児福祉計画)

2. 湯之元駅周辺地区概況

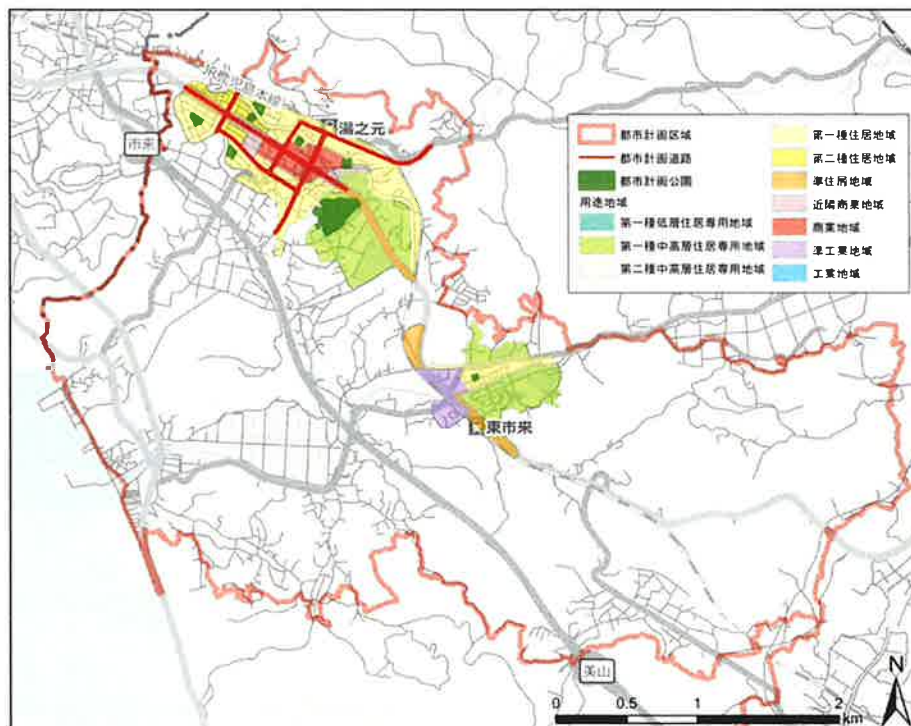
(1) 湯之元駅周辺地区概況

湯之元駅周辺には、湯之元球場や総合運動公園、B&G 海洋センター等のスポーツ施設のほか、鹿児島県消防学校や鹿児島中央家畜保健衛生所、金融機関や病院、福祉施設が点在しています。福祉施設では、病床数が100を超える病院が1箇所あり地域の医療・福祉を支えています。また、一帯は古くから湯治場として知られ、現在5つの温泉宿、9箇所の温泉施設が営業しています。

都市計画区域図を見ると、湯之元駅周辺地区は都市計画道路に囲まれ、第一種住居地域及び商業地域が周辺に広がっており、都市計画公園も周辺に多数あります。



図：湯之元周辺地図



(補足)

第一種住居地域：

住居の環境を保護する地域。
3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられる。

商業地域：

銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域。住宅や店舗、小規模の工場も建てられる。

図：東市来都市計画区域図(出典：日置市都市計画マスタープラン)

(2) 湯之元駅周辺地区に関する事業

湯之元駅周辺地区においては、東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業が平成13年（2001年）より進められています。土地区画整理事業を通し、湯之元駅周辺地区の宅地造成や道路の整備が実施され、平成49年（令和19年、2037年）に完了する予定となっています。また、田之湯土地区画整理事業は平成3年（1991年）に整備が完了しています。

表:土地区画整理事業概要(出典:湯之元第一地区実施計画書(令和3年1月25日変更))

事業名	東市来都市計画事業 湯之元第一地区土地区画整理事業
計画決定日	平成13年8月23日
事業期間	平成13年8月23日～平成49年(令和19年)3月31日
計画人口	1400人
計画決定面積	25.5ha
整備済面積	16.2ha(進捗率 63.42%)※令和5年度末現在
主な事業内容	宅地造成、歩道の拡幅・整備、駅前広場の改修

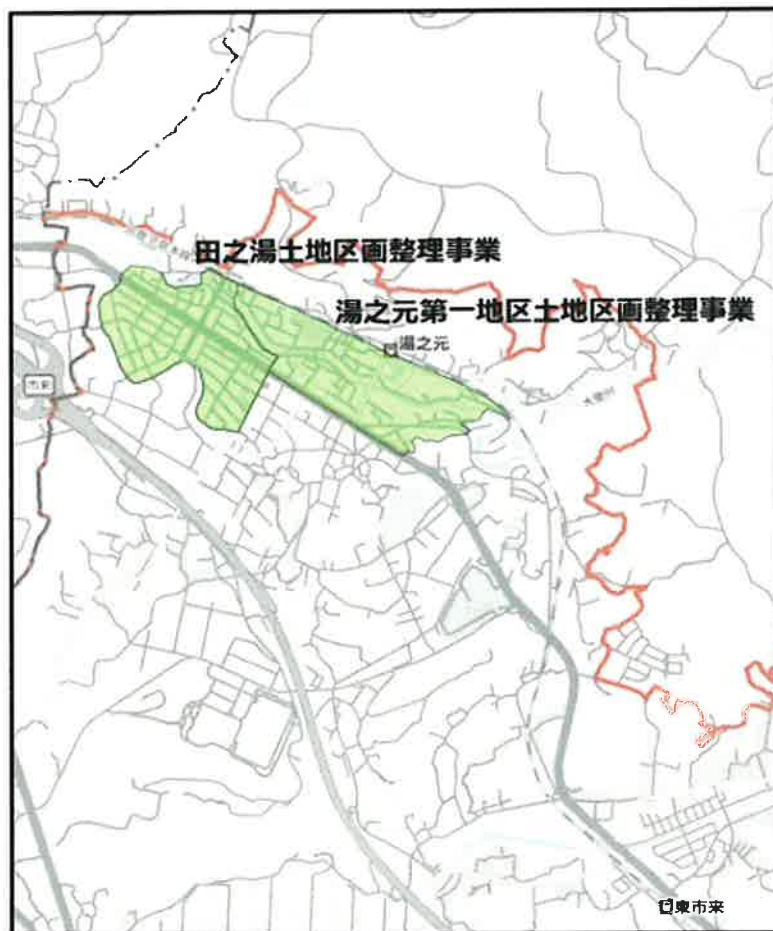


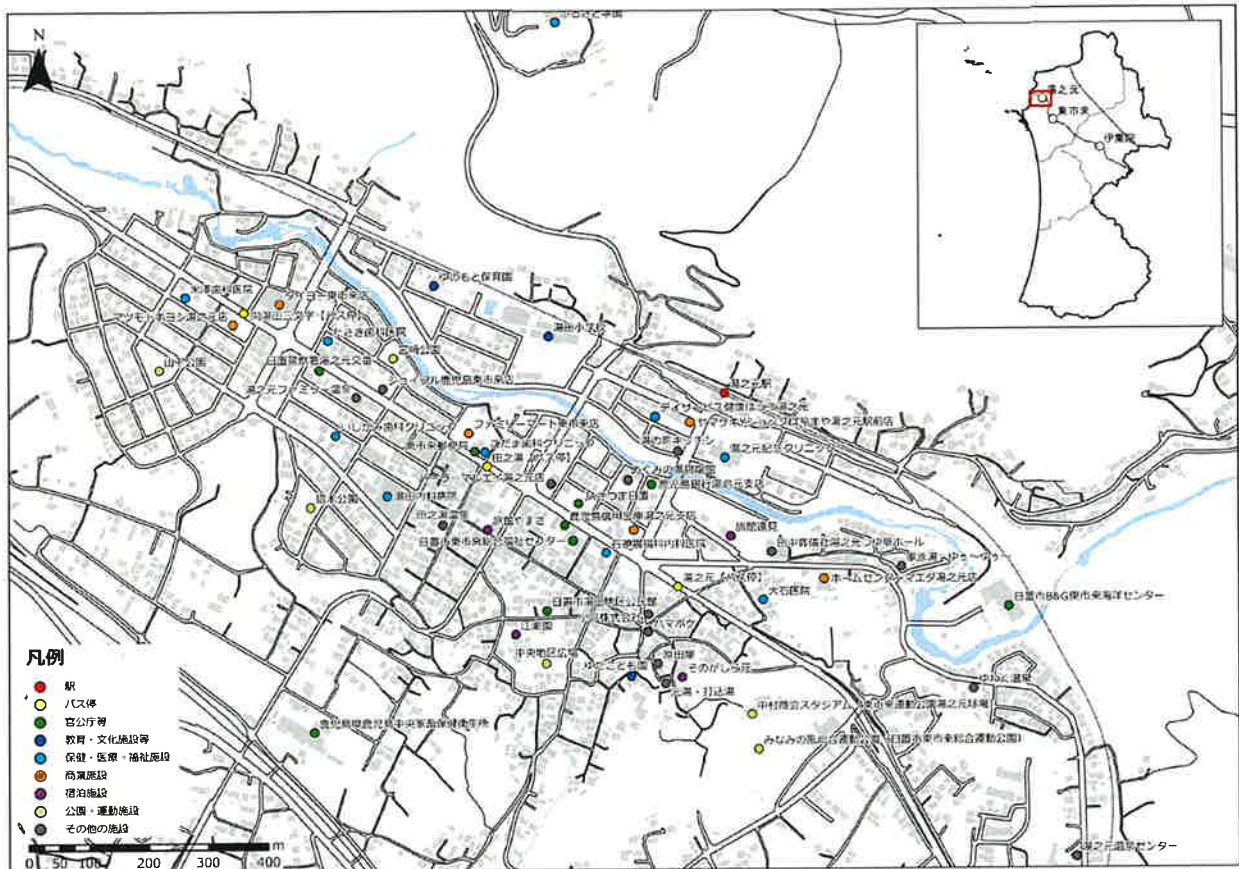
図:土地区画整理事業施行区域(出典:日置市都市計画マスタープラン資料編第2章)

(3) 施設の分布状況

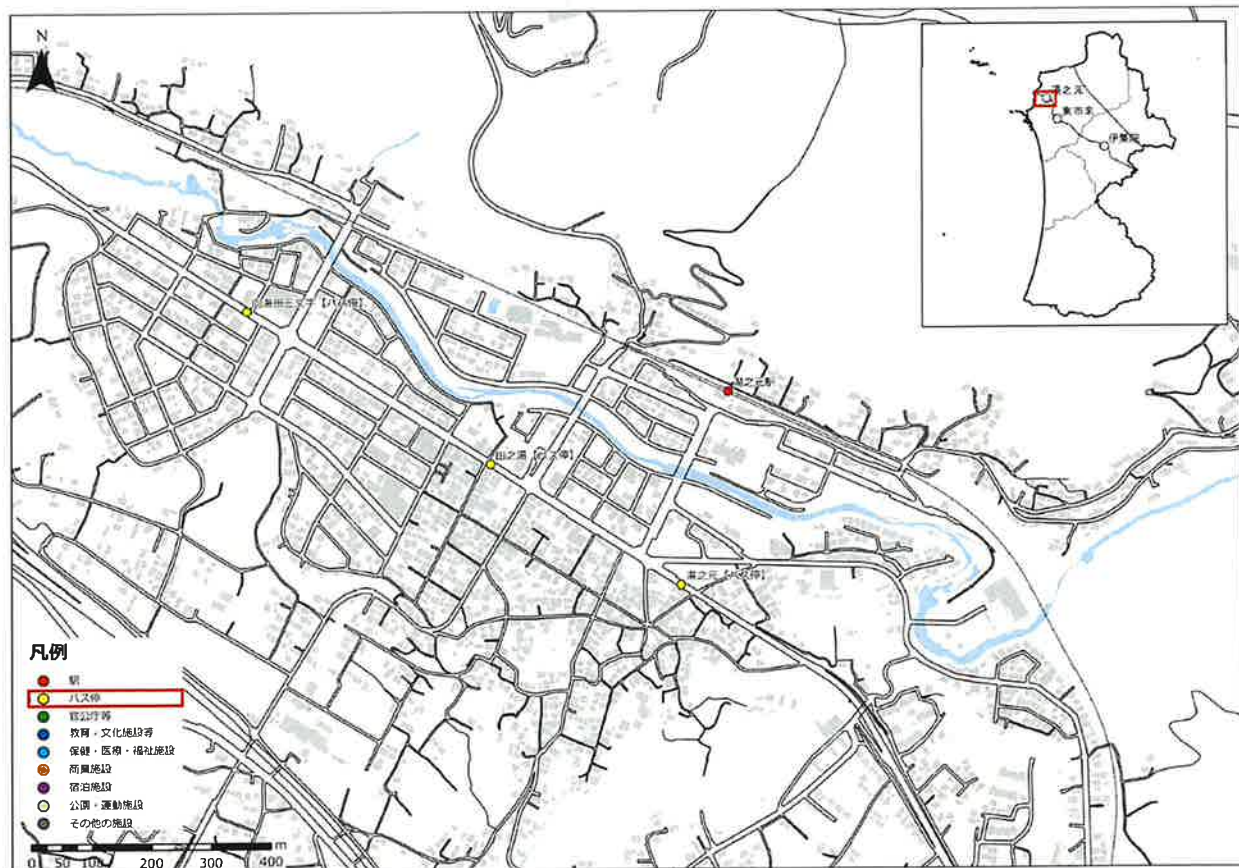
湯之元駅周辺の施設分布状況は下表及び図に示す通りです。

表:湯之元駅周辺施設(順不同)

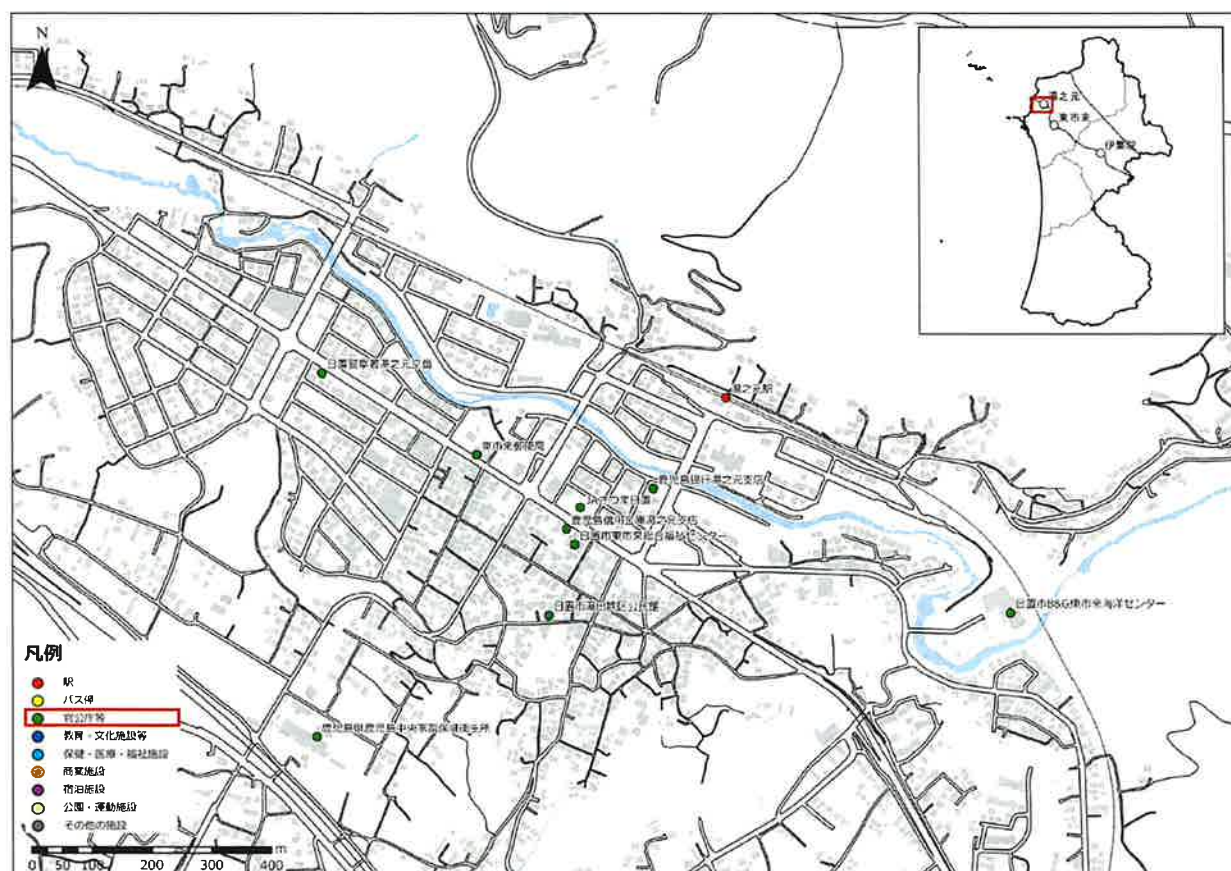
区分	施設名
官公庁等	日置市東市来総合福祉センター 日置市湯田地区公民館 日置市 B&G 東市来海洋センター 東市来郵便局 JA さつま日置 鹿児島銀行湯之元支店 鹿児島信用金庫湯之元支店 日置警察署湯之元交番 鹿児島県鹿児島中央家畜保健衛生所
教育・文化施設等	湯田小学校 ゆのもと保育園 ゆだこども園
保健・医療・福祉施設	誠心会湯之元記念クリニック 石神胃腸科内科医院 大石医院 湯田内科病院 こだま歯科クリニック いしがみ歯科クリニック たさき歯科医院 米澤歯科医院 デイサービス健康はうす湯之元 ふるさと学園
商業施設	セブンイレブン湯之元駅前店 ファミリーマート東市来店 ヤマザキ Y ショップはりまや湯之元駅前店 ホームセンターマエダ湯之元店 タイヨー東市来店 マツモトキヨシ湯之元店
宿泊施設	旅館遠見 旅館やまさ 江楽園 そのがしら荘
公園・運動施設	宮崎公園 中央地区広場 山下公園 摺木公園 みなみの風総合運動公園(日置市東市来総合運動公園) 中村商会スタジアム(東市来運動公園湯之元球場)
その他の施設	田中葬儀社湯之元つゆ草ホール パーラーマルエイ 湯の町キッチン ジョイフル鹿児島東市来店 めぐみの湯錦龍館 原田屋 元湯・打込湯 家族湯 ゆう～ゆう～ ゆわく温泉 湯之元ファミリー温泉 田之湯温泉 湯之元温泉センター ハマボケ 小平株式会社



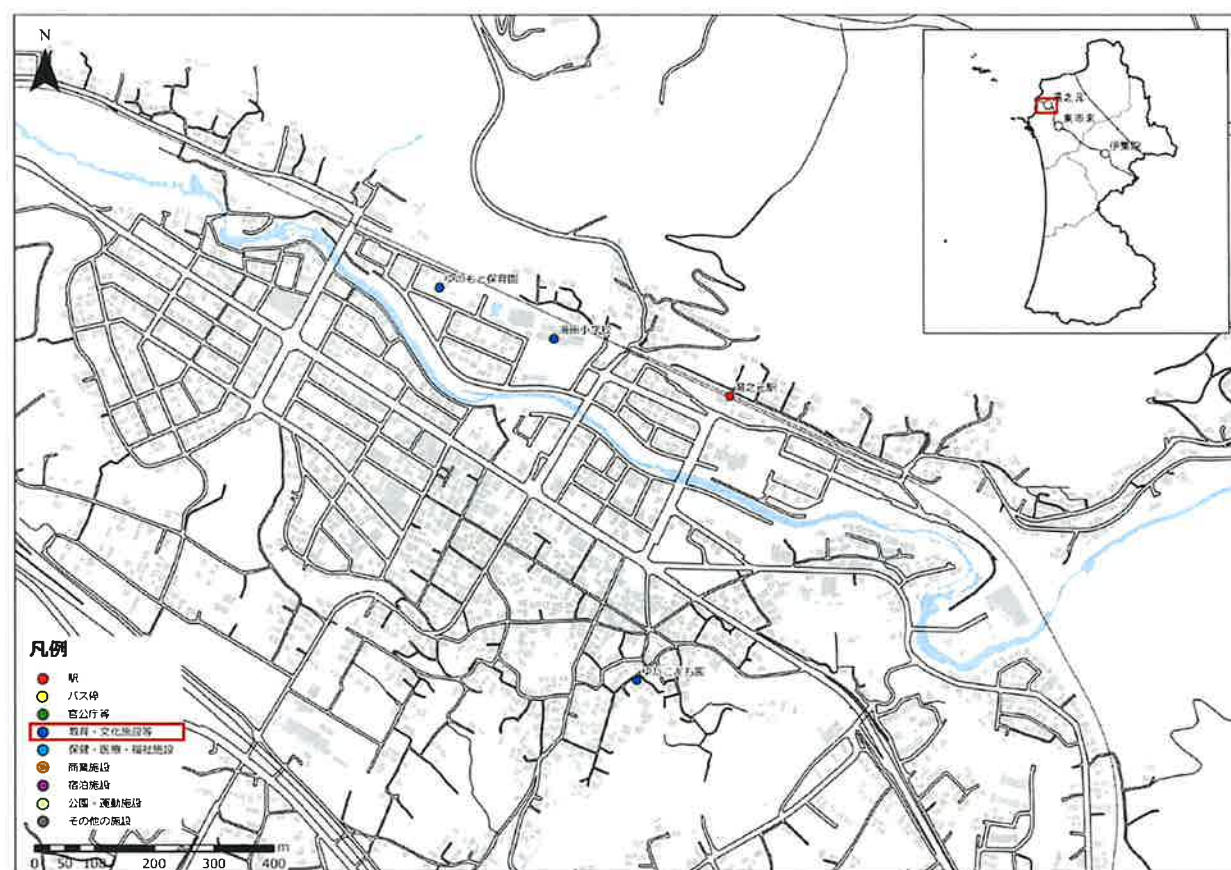
図：湯之元駅周辺地区の施設分布状況



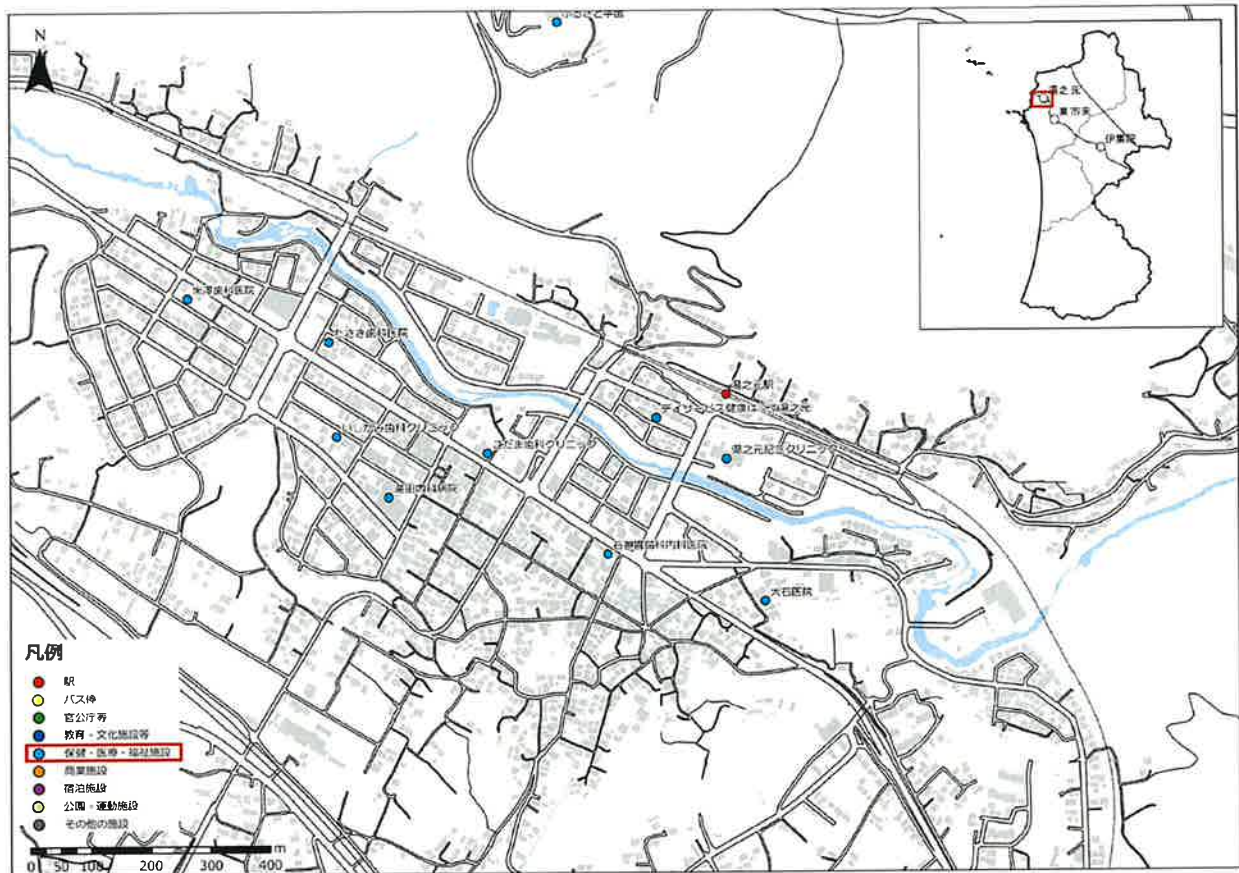
図：湯之元駅周辺地区の施設分布状況(バス停)



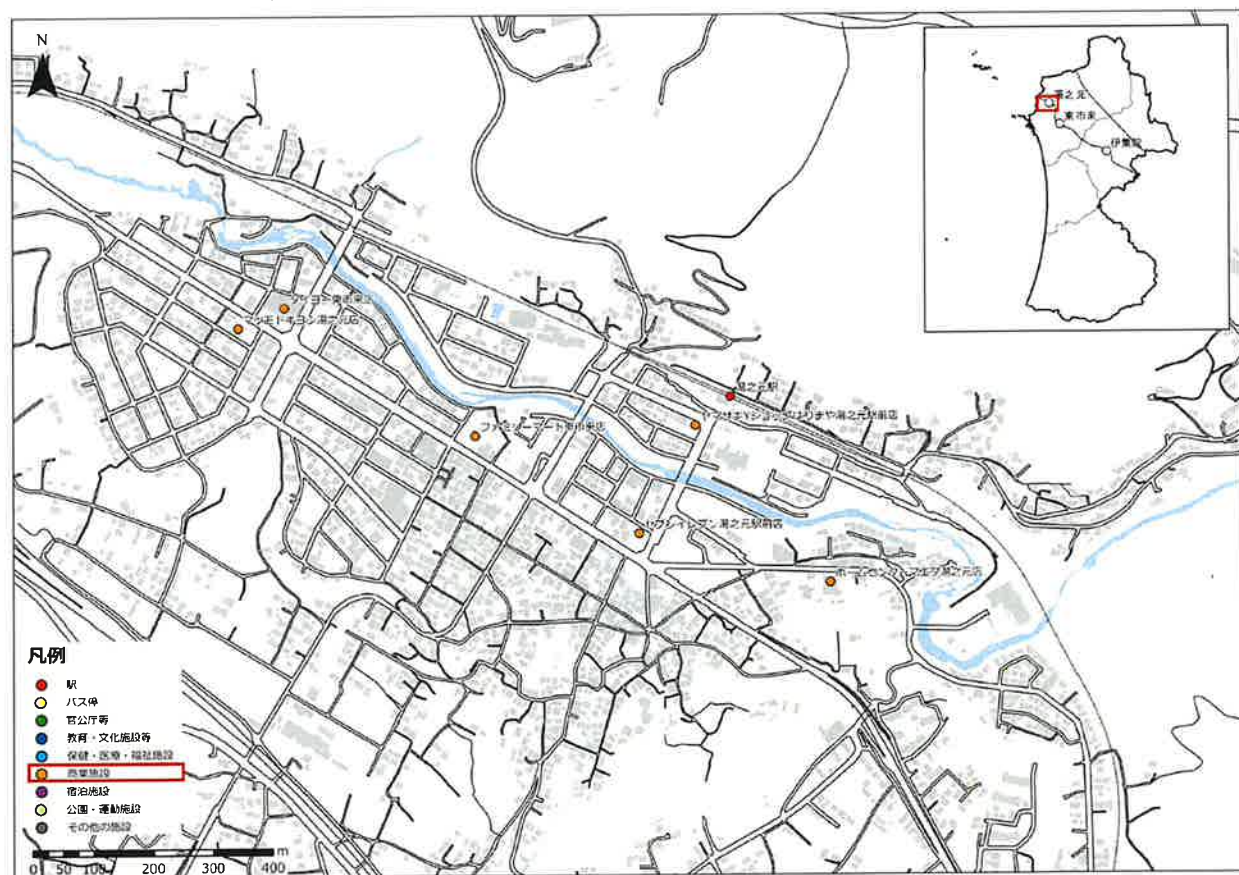
図：湯之元駅周辺地区の施設分布状況(官公庁等)



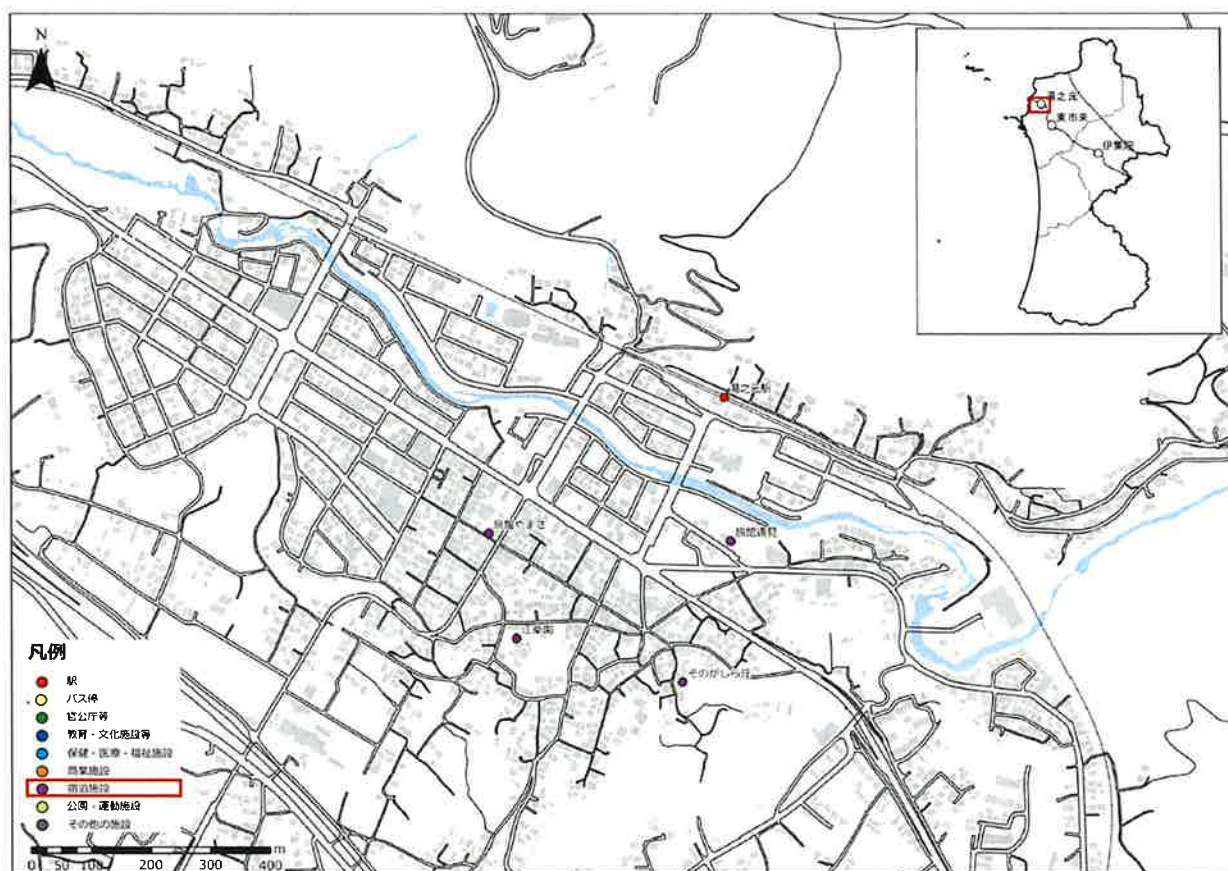
図：湯之元駅周辺地区の施設分布状況(教育・文化施設等)



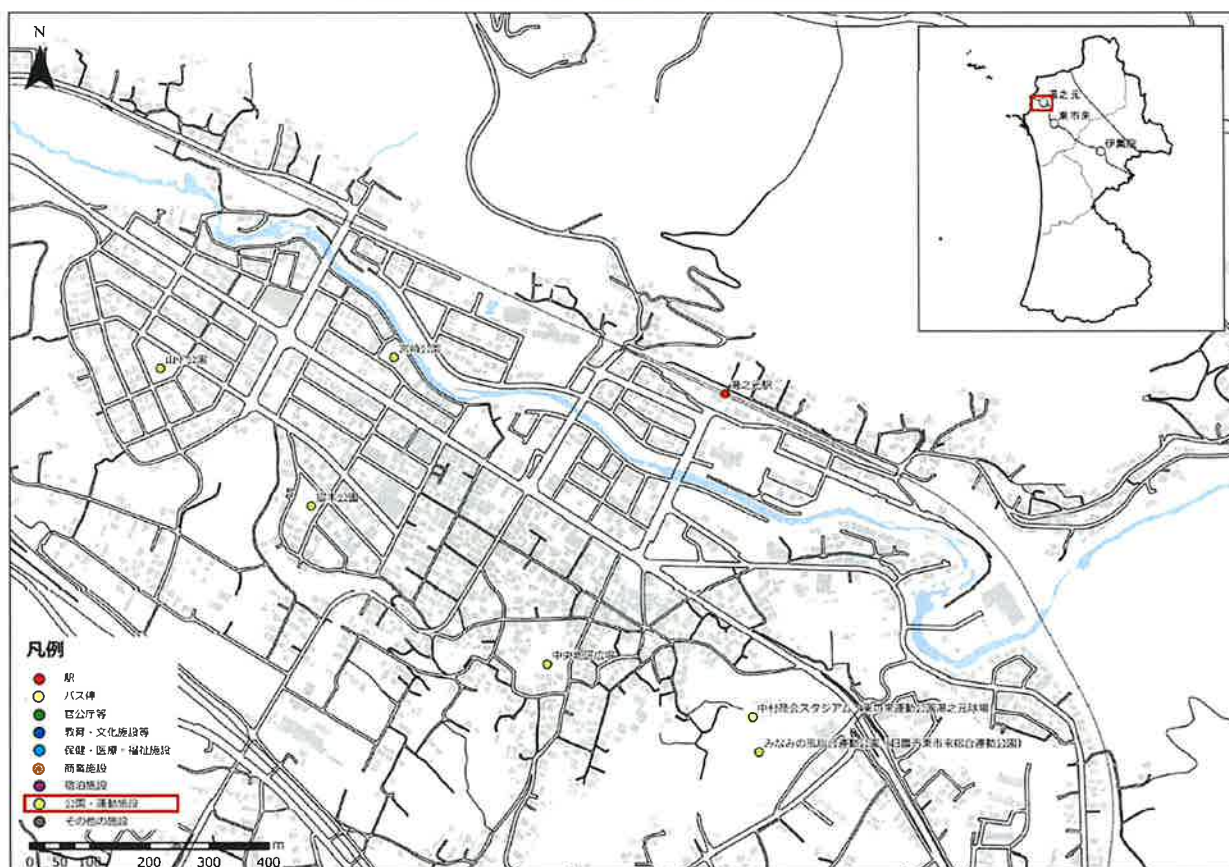
図：湯之元駅周辺地区の施設分布状況(保健・医療・福祉施設)



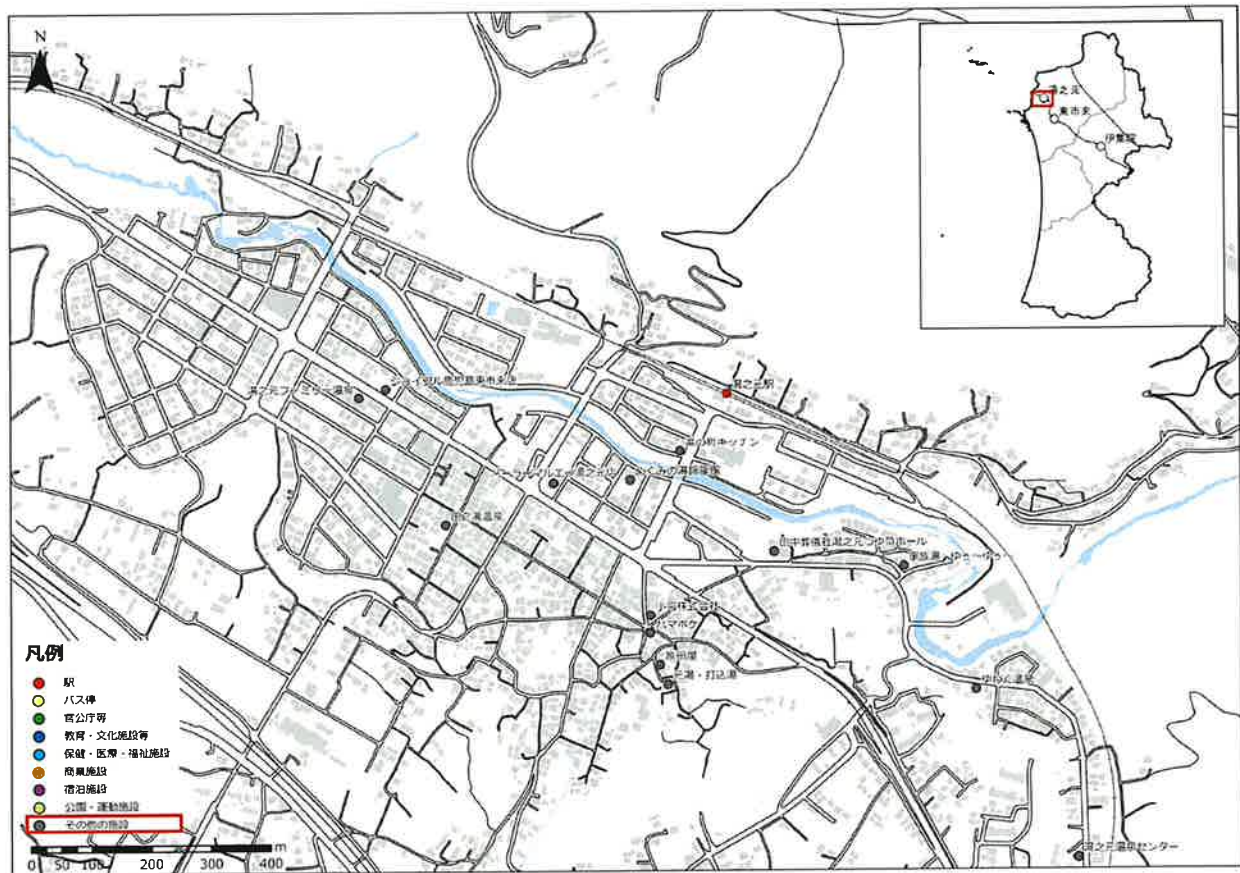
図：湯之元駅周辺地区の施設分布状況(商業施設)



図：湯之元駅周辺地区の施設分布状況(宿泊施設)



図：湯之元駅周辺地区の施設分布状況(公園・運動施設)



図：湯之元駅周辺地区の施設分布状況(その他の施設)

3. 公共交通の現状

(1) 鉄道

本市には、伊集院駅、東市来駅、湯之元駅の3つの鉄道駅があり、そのうち伊集院駅、東市来駅は平成29年度（2017年度）にバリアフリー化整備が完了し、湯之元駅のみバリアフリー化が進んでいない状況です。

湯之元駅の利用状況は、1日あたりの乗車人員は減少傾向にあり、267人程度です。駅管理業務委託業者への聴き取りによると、利用者の内訳は学生が70%、一般が20%、高齢者が5%、その他観光客等が5%となっています。

表:湯之元駅乗車人員推移(1日あたり)

年度	乗車人員(人/日)
2018年度	363
2019年度	359
2020年度	265
2021年度	246(参考)
2022年度	267(参考)

※JR九州公表の駅別乗車人員上位300駅より抜粋。2021年度以降湯之元駅は、上位300位に含まれない為300位の人数を参考として記載

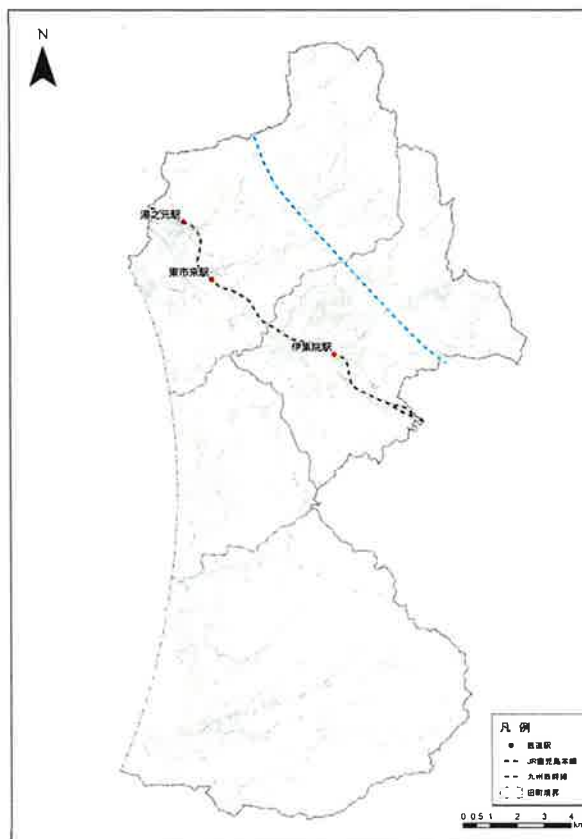


図:鉄道駅路線図

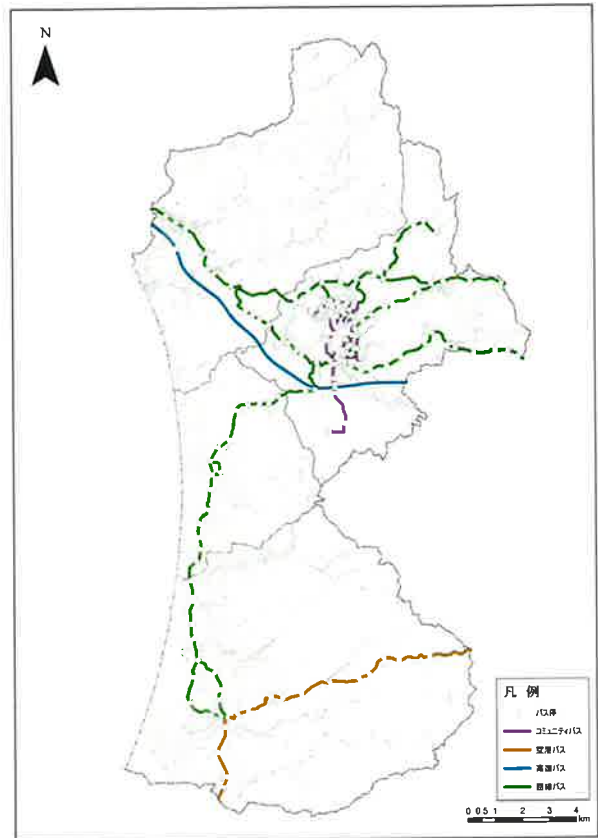
表:駅別便数及び利用者数(出典:日置市地域公共交通計画)

対象駅	便数		利用者数(2020年度)
	川内方面(上り)	鹿児島中央方面(下り)	
湯之元駅	31便(平日、土日祝) 終点:串木野5便、川内26便	31便(平日、土日祝) 終点:鹿児島中央23便、国分3便、宮崎1便、都城1便、鹿児島3便	約600人
東市来駅	31便(平日、土日祝) 終点:串木野5便、川内26便	31便(平日、土日祝) 終点:鹿児島中央23便、国分3便、宮崎1便、都城1便、鹿児島3便	約600人
伊集院駅	31便(平日、土日祝) 終点:串木野5便、川内26便	40便(平日)、34便(土日祝) 終点(平日):鹿児島中央31便、国分3便、宮崎1便、都城2便、鹿児島3便 終点(土日祝):鹿児島中央26便、国分3便、宮崎1便、都城1便、鹿児島3便	約4,000人

(2) バス

本市では、市内の移動を担う路線バス、広域移動を担う川内・鹿児島を結ぶ高速バス、空港バスが運行しています。

また、交通の配慮が必要な市民の交通手段を確保し、公共の福祉の増進を図るとともに、交流人口の増加および地場産業の振興に資することを目的とし、コミュニティバスを運行しています。しかし、運行事業者の運転士不足や燃料費などの運行経費の上昇等に伴い、「東市来地域」、「吹上地域」は令和5年（2023年）3月31日、「伊集院地域」は令和6年（2024年）12月31日をもって、コミュニティバスを運行終了することとなりました。



図：バス路線図

(3) 乗合タクシー

コミュニティバスが運行していない地域では、地域住民の日常の移動手段を確保するとともに、既存の交通網との連携を考慮し、地域に合った効率的で利便性の高い地域公共交通の維持・向上を図るため、市内の6つの交通会社が乗合タクシーを運行しています。

また、令和6年（2024年）12月1日から、日置市乗合タクシー事業にAI オンデマンド交通システムを導入することとしています。



図：乗合タクシー路線図(東市来地域)

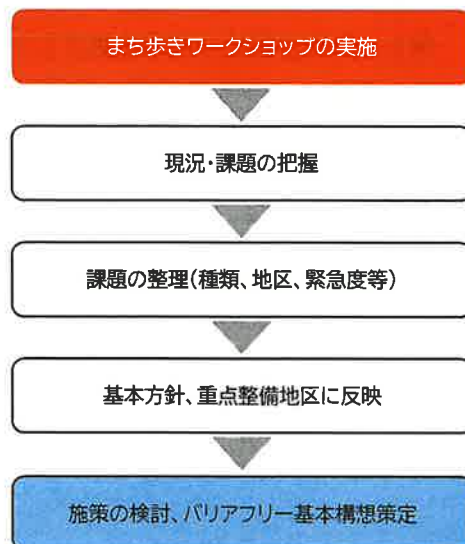
第3章 湯之元駅周辺地区の現状と課題

1. まち歩きワークショップの実施

(1) 概要

市民・当事者の立場から湯之元駅周辺地区におけるバリアフリーに関する現況や課題を把握し、現地で発見された課題や意見等を整理することで本構想策定に反映させることを目的とし、「まち歩き（現地点検）ワークショップ」を実施しました。

3グループに分かれ、湯之元駅、バス停等の公共交通施設、高齢者や障害者等が利用する主要な施設、周辺地区の主要施設への経路となる道路を実際に歩いて、気になった点や課題点、望ましい整備が行われている箇所等をチェックしました。また、現地点検後、机上天にて出てきた課題点の整理、課題に対する方策や今後の整備に関する意見をまとめ、参加者間で意見交換を行いました。



図：まち歩きワークショップフロー

(2) 実施内容

実施日時：2024年10月10日 9:00～12:00

参加者：23人

次第：

次第	
9:00～9:10	事前説明（10分）
9:10～11:05	現地点検スタート（115分）※終了次第各自休憩
11:05～11:55	意見交換・整理、発表（50分）
11:55～12:00	閉会

ルート：

グループ	ルート
グループ①	湯之元駅～平田橋～田之湯バス停～郵便局
グループ②	湯之元バス停～湯之元駅～湯之元橋
グループ③	福祉センター～田之湯バス停～郵便局～湯之元駅

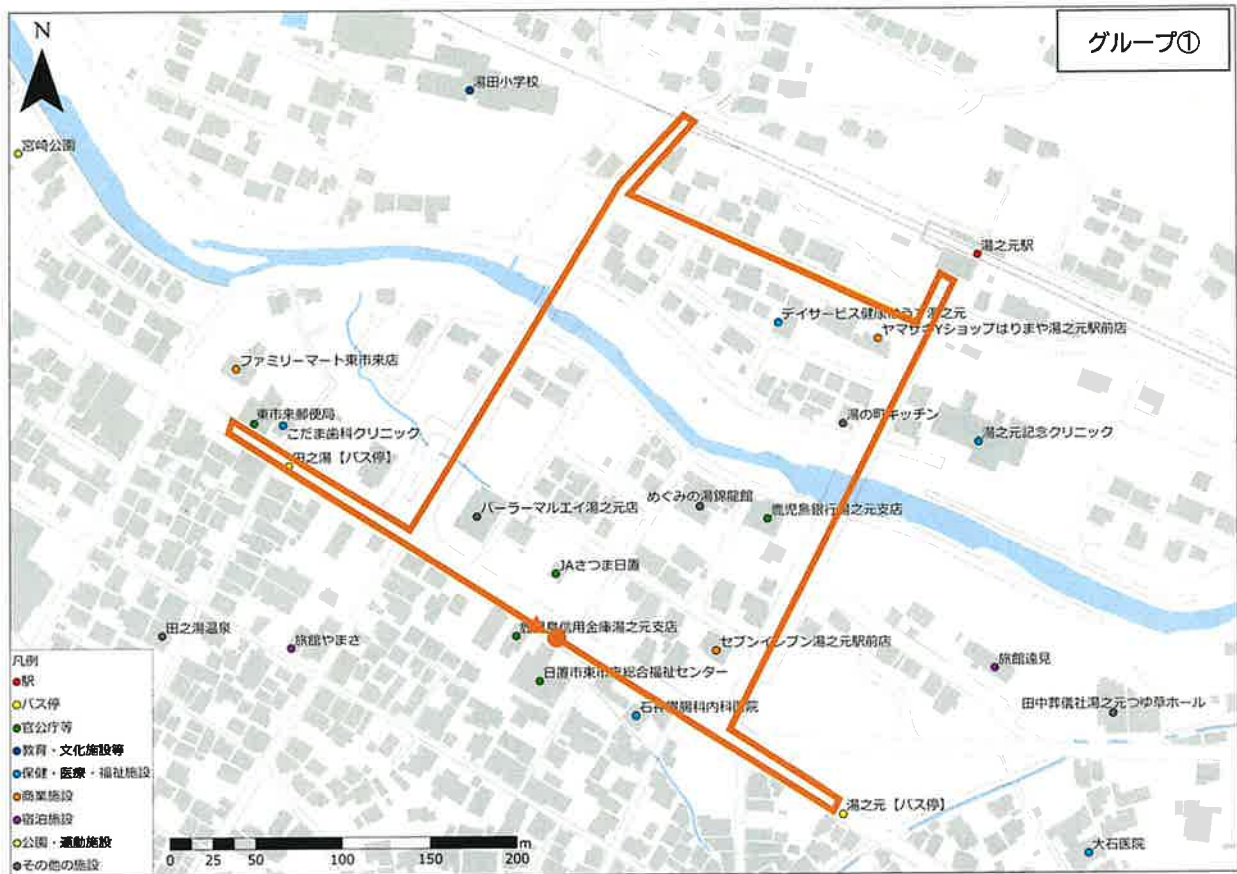


図:まち歩きワークショップラート(グループ①)

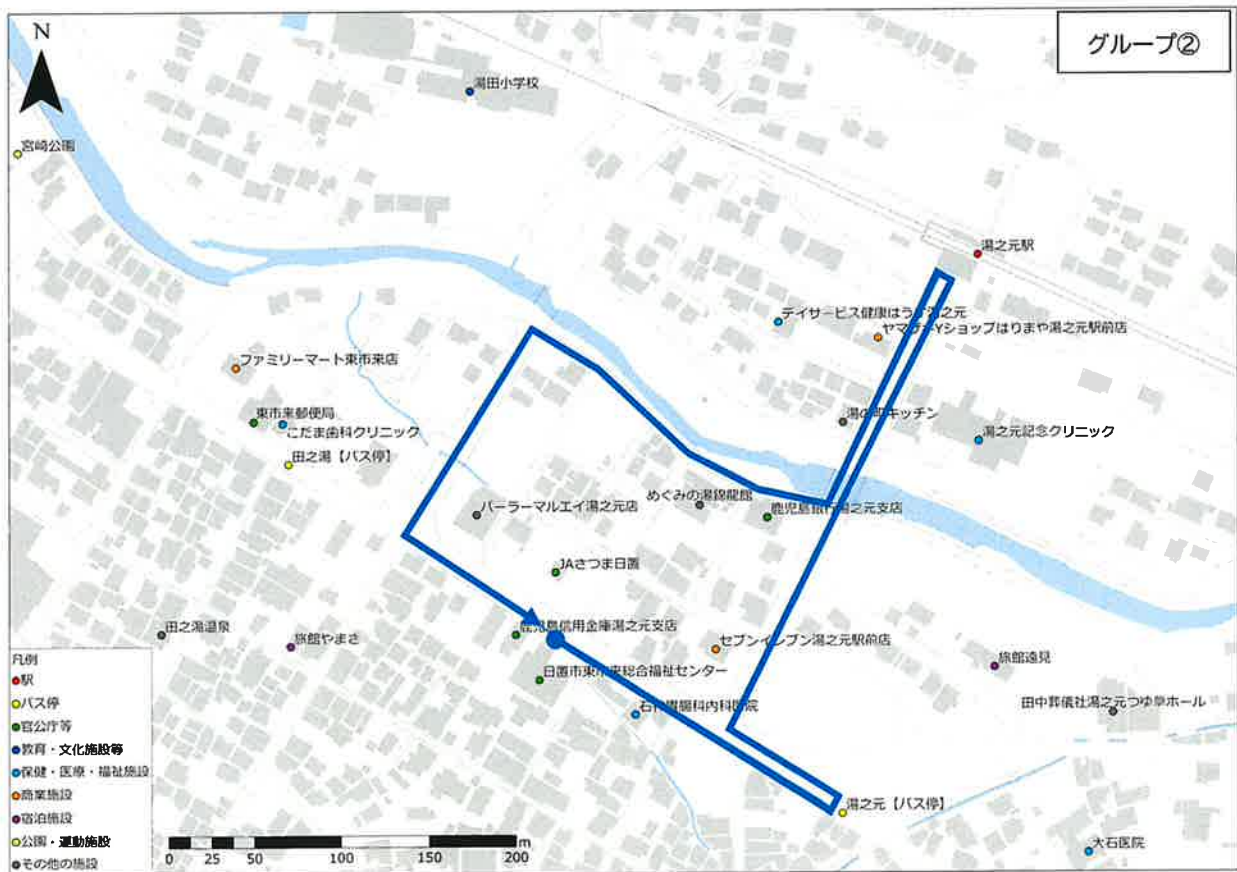


図:まち歩きワークショップラート(グループ②)

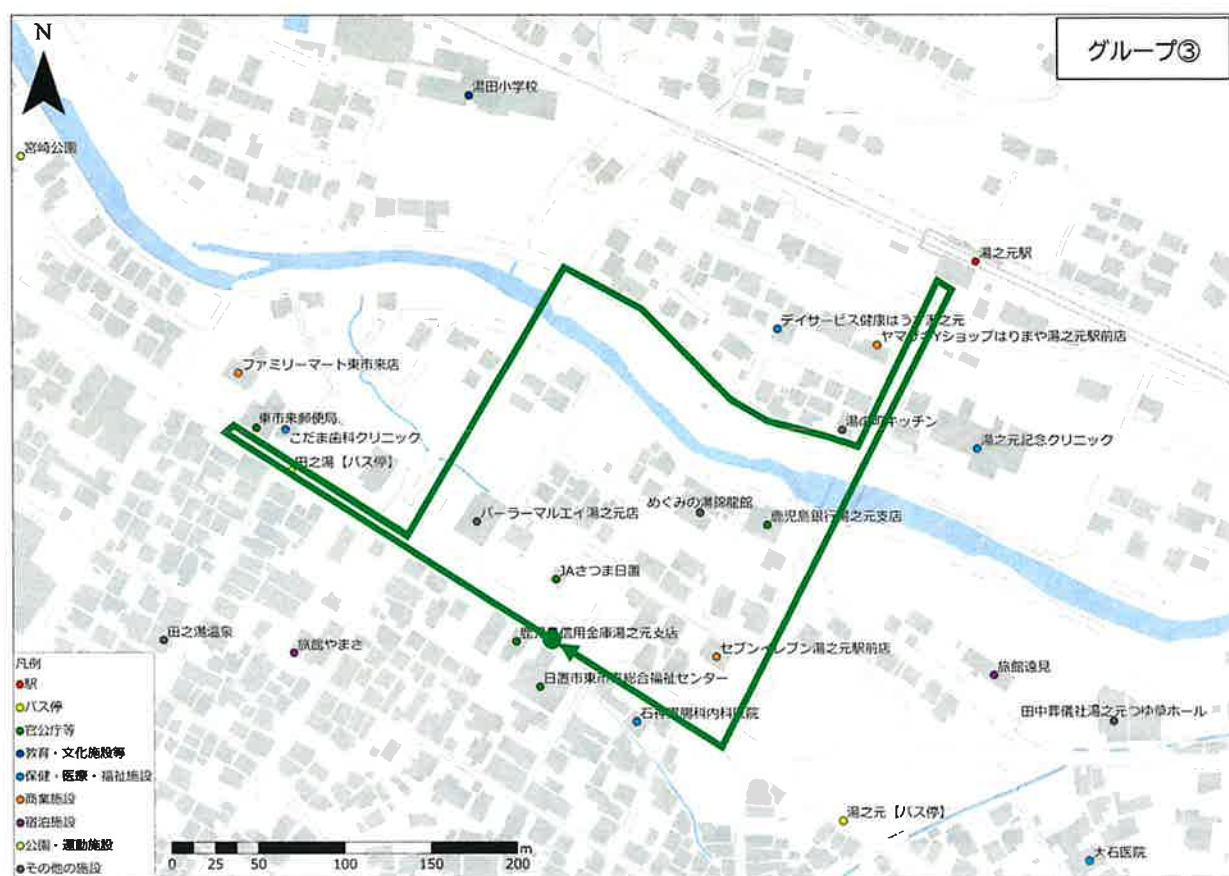
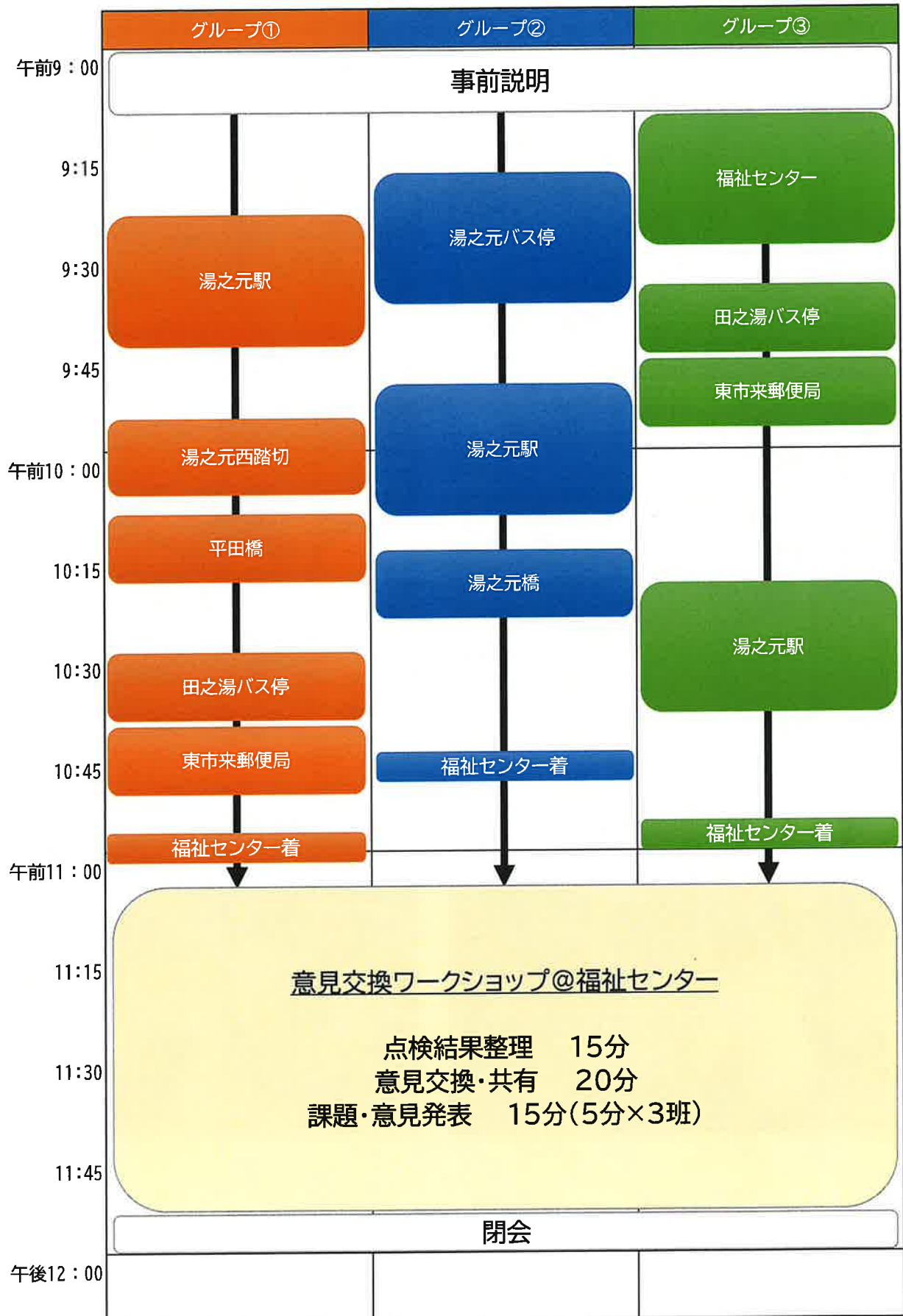


表 当日のタイムスケジュール



(3) 当日の様子

○現地地点検の様子



○意見交換の様子



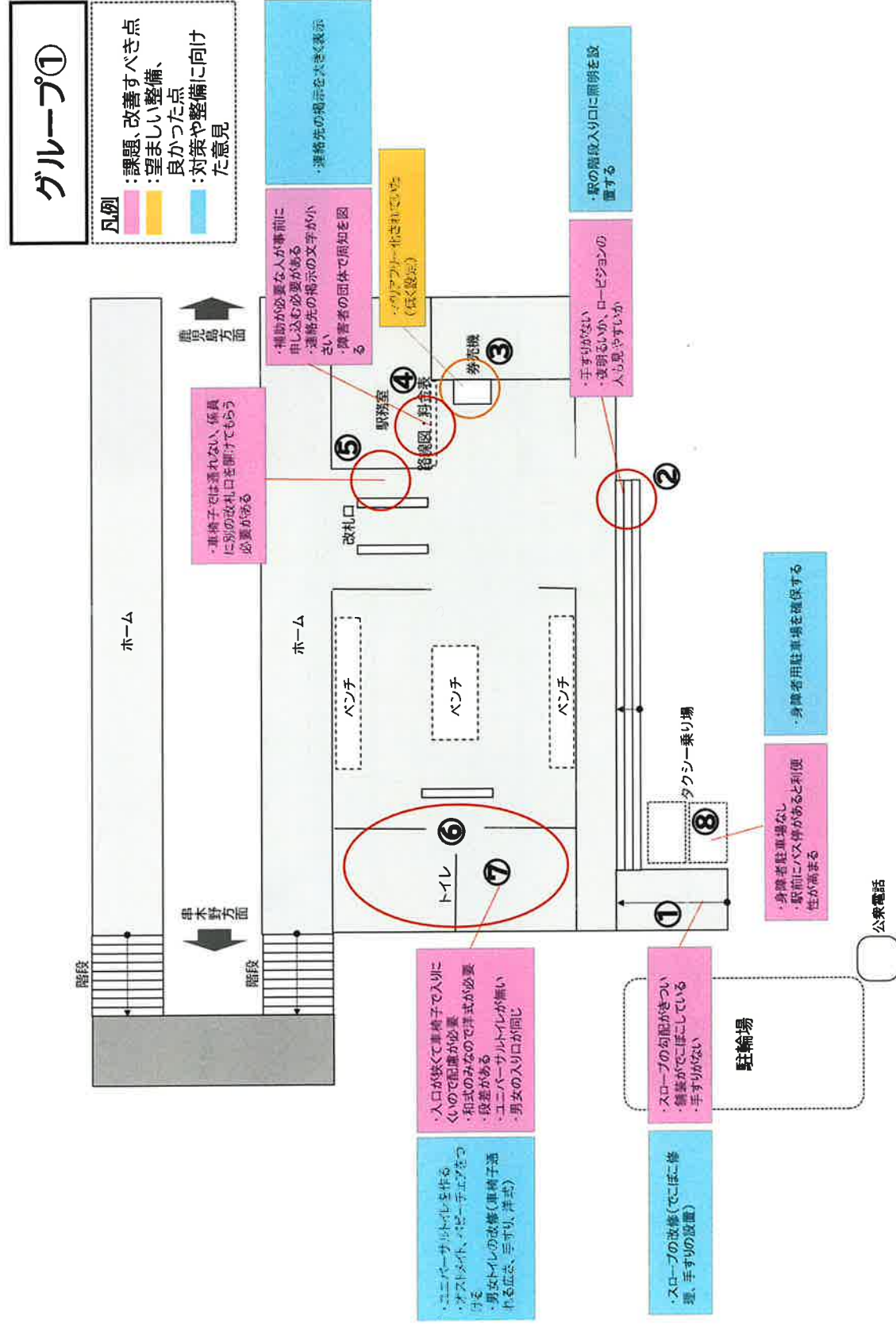
2. 湯之元駅に関する課題

(1) まち歩き(現地点検)ワークショップで出た課題・意見

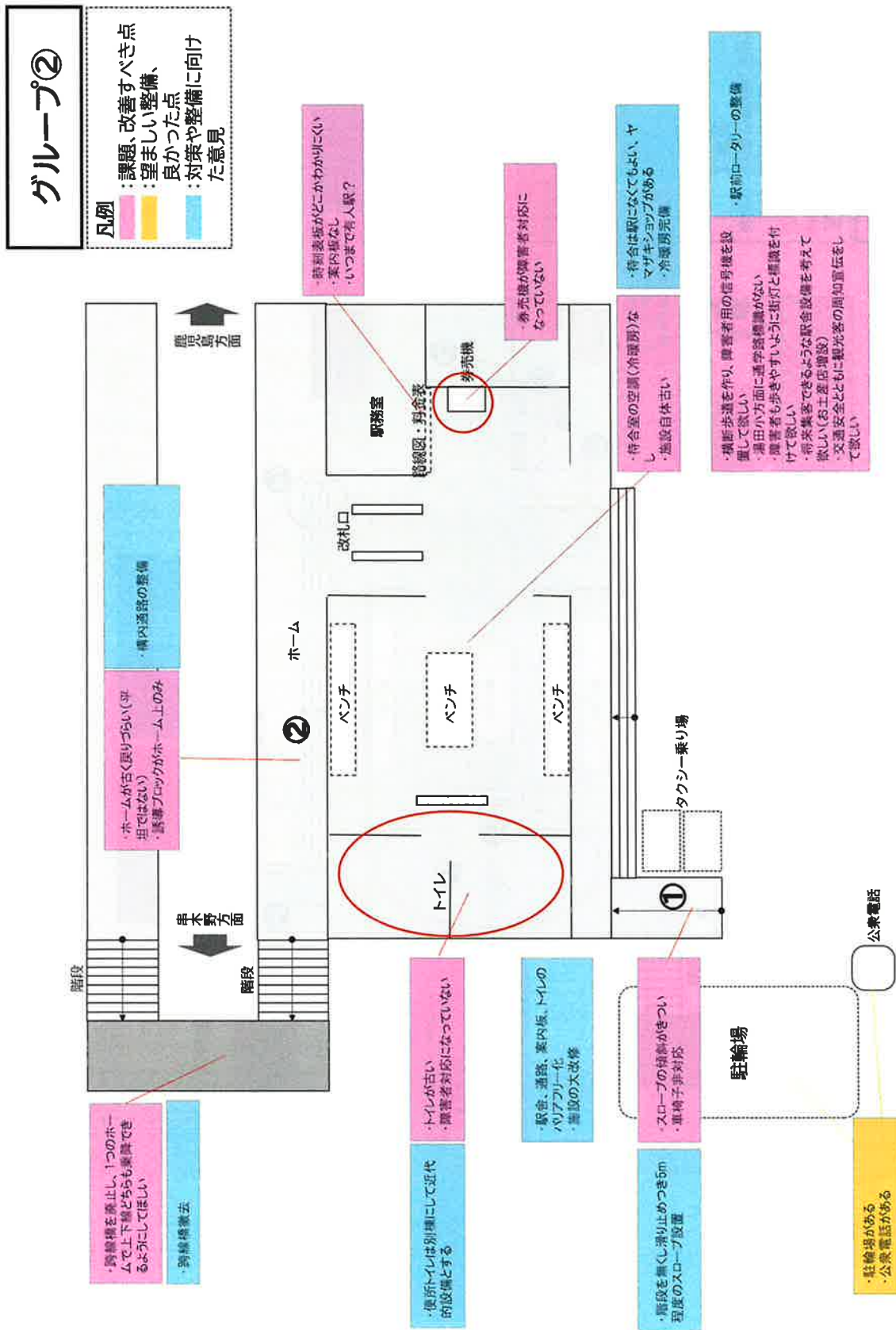
湯之元駅に関する課題・意見、またそれに対する対策や整備に向けた意見として、まち歩き(現地点検)ワークショップでは以下のような意見があげられました。

表:湯之元駅に関する課題・意見/対策

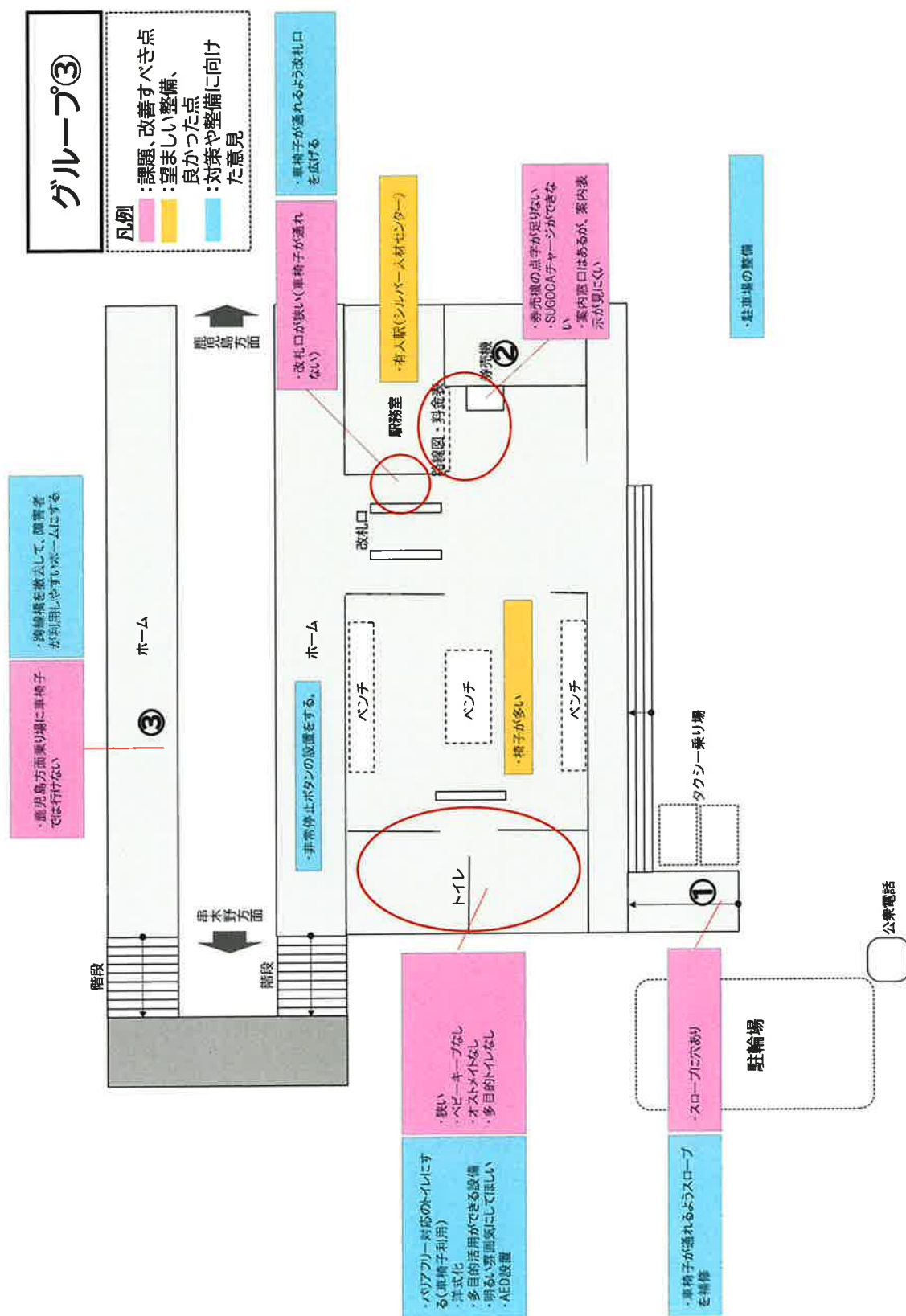
場所	課題・改善すべき点	対策・整備に向けた意見
スロープ	勾配がきつい、舗装が剥がれている、手すりが無い	スロープの改修(舗装、手すりの設置)
階段	手すりがない、暗い	手すり、照明の設置
窓口	連絡先の掲示の文字が小さい、案内表示が見にくい	文字を大きく掲示する
券売機	点字が足りない、IC カードにチャージができない	—
待合室	空調(冷暖房)がない、古い	—
トイレ	入口が狭い、男女の入り口が同じ	男女トイレの改修(車椅子が通れる広さ、手すりの設置、洋式化)
	古い、和式のみである	
	段差がある	
	ユニバーサルトイレ(車椅子利用可能な)、オストメイト、ベビーキープがない	ユニバーサルトイレを作る オストメイト、ベビーキープをつける
改札口	狭い、車椅子で通れない	改札口を広げる
ホーム	誘導ブロックがホーム上のみしかない	構内通路の整備
	平坦でない	
	鹿児島方面乗り場に車椅子で行けない	跨線橋を撤去し、利用しやすいホームにする
駐車場	身体障害者用駐車場がない	身体障害者用駐車場を確保する
	駐車場が狭い	駅前ロータリーの整備
	駅前に信号機、街灯がない	



図：湯之元駅に関する課題・意見(グループ①)



図：湯之元駅に関する課題・意見(グループ②)



図：湯之元駅に関する課題・意見(グループ③)

表:湯之元駅の指摘箇所(グループ①)

①スロープの勾配がきつい/舗装がでこぼこしている/手すりがない



②階段に手すりがない



③券売機がバリアフリー化されていた(車椅子でも利用可)



④連絡先の掲示の文字が小さい



⑤改札口が狭く、車椅子で通れない



表:湯之元駅の指摘箇所(グループ①)

⑥トイレの入り口が狭い/男女の入り口が同じ	⑦トイレに段差がある/和式のみ
	
⑧身障者駐車場なし	
	

表:湯之元駅の指摘箇所(グループ②)

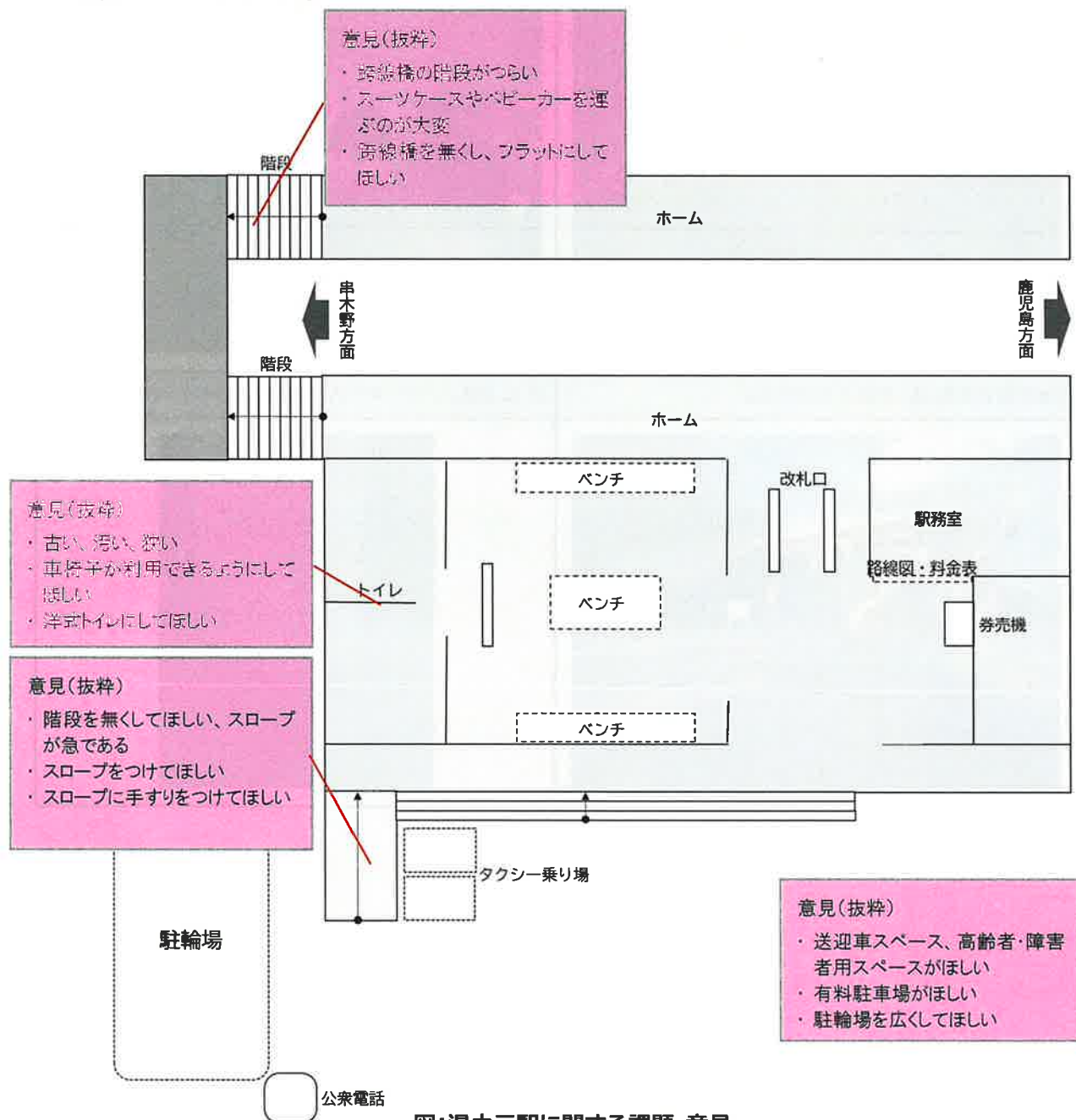
①スロープの傾斜がきつい/車椅子非対応	②誘導ブロックがホーム上のみ
	

表:湯之元駅の指摘箇所(グループ③)

①スロープに穴あり	②券売機の点字がない/SUGOCAチャージができない
	
③鹿児島方面乗り場に車椅子では行けない	④トイレが狭い/ベビーキープ、オストメイト、多目的トイレなし
	

(2) 自治会のアンケートで出た課題・意見

湯之元駅に関する課題・意見について、周辺地区自治会に対し行ったアンケートでは以下のような意見があげられました。



図：湯之元駅に関する課題・意見

表:湯之元駅に関する課題・意見(自治会アンケートより)

項目		ご意見・ご要望
湯之元駅	ホーム・跨線橋	中央駅方面行きのホームに行くまでの階段がづらい。(エレベーター、エスカレーターの設置)
		歩道橋をなくして、フラットに移動をお願いしたい。スーツケースをもちあげて、運ぶのが重労働です。
		反対側ホームへ移動に跨線橋使用のため階段を使わず、平面移動にしてほしい。
		湯之元駅を利用する事が年3~4回ありますが、年を取る毎に、鹿児島行きホームに行く途中の鉄橋にきつい思いをします。早く東市来駅みたいな形になれば希望します。
		湯之元駅を利用していた人も現在東市来駅から乗車する人がいるとの事。バック、荷物がある時は絶対、東市来駅の方が容易である。
		歩道橋の階段の昇り降りは時間もかかりきつい。
		ホームへの階段をなくしてほしい。(東市来駅のような通路を設置してほしい)
		駅歩道橋をなくし、地下通路としてほしい。段差を無くす。
		中央駅方面へのホームへの移動等をお願いします。
		ベビーカー等を持って階段を登るのが大変で、反対側に行く際バリアフリーで渡れたらありがたい。
		ホーム間移動のためのエレベーターを設置して欲しい。(階段のみのため不便)
		中央駅方面のホームに改札を設け、階段の昇り降りをしなくてもいいようにしてほしい。
		足腰が悪い人が上り(鹿児島中央)のホームへ移動するのが大変だった。
		高齢者、障がい者が特に階段を上る際、時よりひざに手を当てて辛そうにされてる方もいます。
		駅自体の歩道橋を東市来駅のようにフラットに頂きたいです。階段で転倒しけがをしているので、登り下りがきついです。雨の日や光がまぶしい時など傘をささなければならないので、まわりにも気をつけてかたみがせまいです。
		改札口から線路向こうのホームに行く際車椅子利用者等、階段昇降ができない方の移動手段(上下移動や段差への処理)はどのようにしたらいいものか。エレベーター等、ベビーカー利用も同じく。
		ホーム間移動はスロープかなと思いますが、屋根と誘導用音、点字ブロックを設置し、障がい者にも安心かなと。ホーム移動のスロープにも手すり。
		雨天時屋根もなくすべりやすい。(屋根の設置)
		ホームでまっている間、日差しが強い、雨がふりこんでぬれるため雨、日よけが必要です。
	トイレ	トイレが汚い、せまい。
		トイレは車イス利用可にしていきたいです。
		トイレは車椅子が使用できず、車椅子が使用できる個室が欲しい。
		乗り降り、トイレを含めて全面バリアフリー化して欲しい。
		今は、トイレと待合、展示スペースが近すぎて不衛生。トイレと距離を取りにくい場合は、外向きの出入り口。展示スペースをできればトイレ横以外に。
		駅の改修も早くお願いします。特にトイレの狭さ、不潔感が気になる。
		洋式トイレを設置してほしい。(多目的トイレ)
		トイレをきれいにしたい。
		トイレが古く、タイルがすべりやすい。年より、子どもは大変。
		トイレも車イスの方が利用できるものが良いと思います。
		男用は和式トイレしかなく洋式に変えて欲しい。
		臭いので消臭効果なし。
		クリーンなトイレの場を作ってほしい。
		トイレが汚れている。(壁やくもの巢の掃除がされていないなど)
	駅入り口	改札口までの階段→スロープが必要です。
		湯之元駅入口が階段になっており、スロープはあるが狭くて急であるため、段差をなくす。スロープはなるべく緩やかにしてほしい。
		湯之元駅周辺の段差をなくしスロープ道としてすべり防止をする。

表:湯之元駅に関する課題・意見(自治会アンケートより)

項目		ご意見・ご要望
湯之元駅	駅入り口	スロープには手すりをつけてほしい。
		スロープは手すりが無いので設置してほしい。
	駐車場・駐輪場	駐輪場から勢いよく自転車が出てくることがあるので駐車場に車をとめているときにヒヤツとした。(区画分け、整備)
		駐車スペースと迎車スペースと分けたら良いのでは。
		電車を利用する場合、自宅から駅までが遠い為、駅まで自家用車を使用することとなる。現状では駐車場が狭い為、中々使用しにくい。従って、この際一般駐車を十分確保してほしい。
		駅舎の前は、車と人の動線の分離がされていないので危険である。人と車の動きが混載しないようしっかり分離してほしい。
		駐車場の安全確保をいちばんに、送迎ロータリー、できれば屋根付き。
		駅の駐車場を利用しやすく整備してほしい。
		駅前ロータリーの確立。東市来駅、湯之元駅については、駅前広場が狭く送迎の車が一方通行に進行出来ず、歩行者にも支障がある。
		高齢者、障がい者のスペースを確保して、スムーズな流れになるようにしてほしい。
		両駅とも送迎スペースが少なく、とくに4月には学生の送迎になれない方もいて、なんとなく守られている秩序が乱れてキケンです。誰でも理解して使いやすいようにしてほしい。東市来駅に関しては、月極スペースのみで送迎スペースはありません。必要だと思います。
		駐車場を広く設置し又自転車置場も広く取る様に。
		駅前をロータリー通行にする。通学路の明示を大きくする。
		伊集院駅に設置されているような駐車場を設置してほしい。
		伊集院駅のようなコインパーキングが欲しいです。
		有料駐車場がないので不便
		自転車置き場が混雑して乱雑に置かれているため、奥が空いていてもそこまで行けない。自転車とバイクの置き場を各々設けてほしい。(屋根も)
		駅利用する時は自宅から駅まで車使用する。長時間使用可能な駐車がほしい。
		県道309号及び市道と駅の駐車場との境界がわかりにくい。
	その他	バリアフリー化とは関係ないが、スゴカをチャージできるよう券売機を新設してほしい。
		待合室は、基本木材を使用し座っていると痛くなります。寄りかかる方もいるので、ホーム側の方にスタンディングチェアを設置してほしい。(広木駅にはあります)
		きれいなトイレや待合室にも湯之元の名所などの写真パネル等もあつたら良いと思う。
		以前は駅にキレイな花が植えられたり、花が飾ってあったが最近うるおいのない施設になっているような気がする。駅前自治会の皆さん、何か工夫してみてもどうでしょう。例えば高齢者クラブの活動の一つとして美化活動に取り組んでみたらどうですか。
		湯之元駅は湯之元温泉の玄関口なのに、余りそれを感じない。湯之元温泉のシンボルになるようなものを駅に作ってほしい。
		湯之元の玄関口、「ようこそ湯之元へ」や「おかえりなさい」「いってらっしゃい」の気持ち伝わる駅舎自体のデザインまたはウェルカムゲート。
		駅自体の雰囲気明るく、湯之元らしいデザインにしてくれたら観光客も来るのでは。
		広報や市民作品展示のスペースの確保。
		花壇については、地域ボランティアさんが無理のない範囲のスペースで。
		駅構内もしくは駅周辺のどちらかではなく、両方バリアフリーに向けて実現してほしい。
		補助が出る様で工事をされるならば、適切に限界一杯までバリアフリー化に注ぎ込んでください。
		駅の裏手の住宅の方は通称"勝手踏切"で線路を渡られている。
		視覚障害者＝ガイドヘルプ等ソフト面の対応、聴覚障害者＝手話、知的・精神・発達障害＝ソフト面の対応

3. 周辺道路・地区に関する課題

(1) まち歩き(現地点検)ワークショップで出た課題・意見

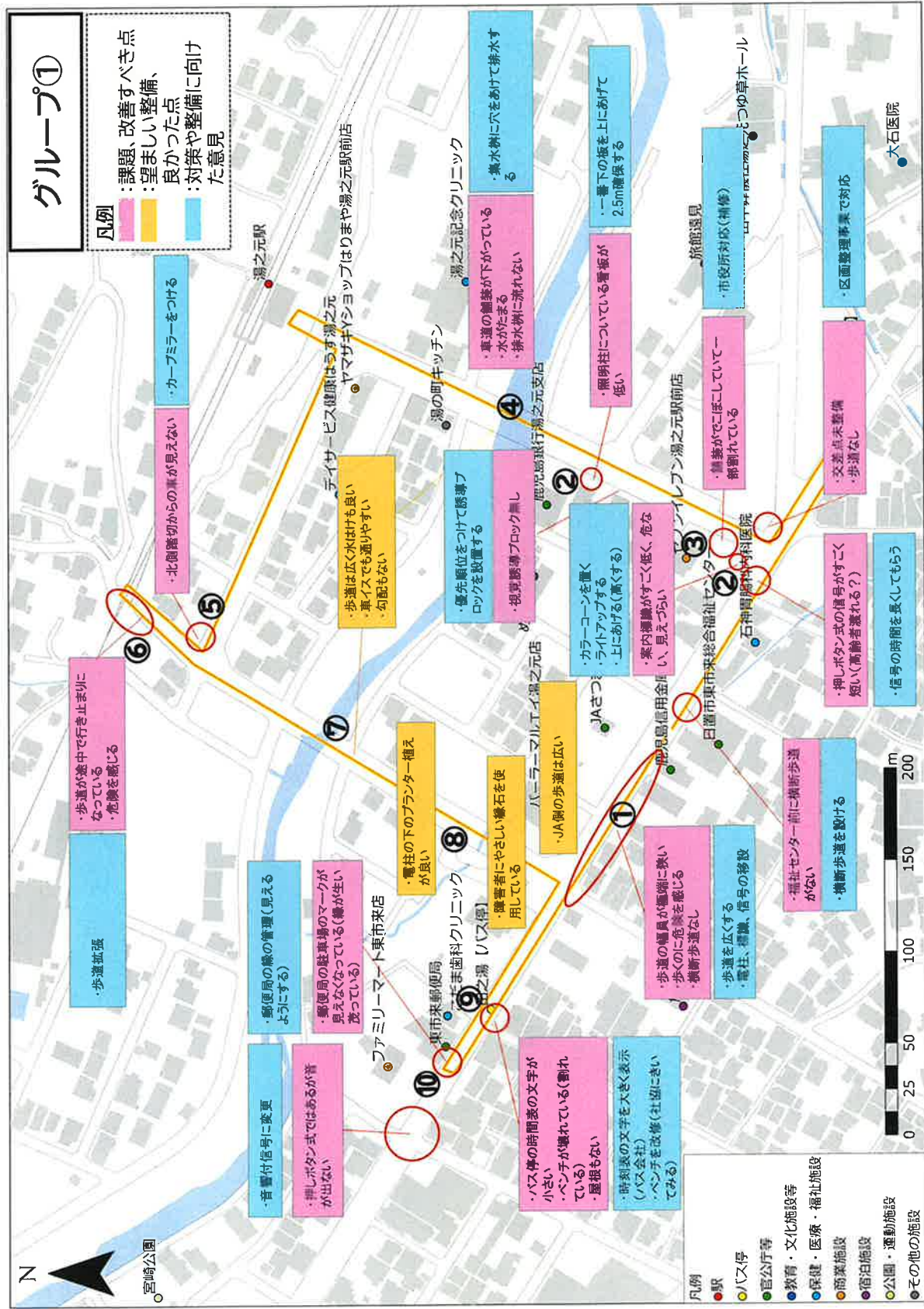
湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見、またそれに対する対策や整備に向けた意見として、まち歩き（現地点検）ワークショップでは以下のような意見があげられました。

表：湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見/対策

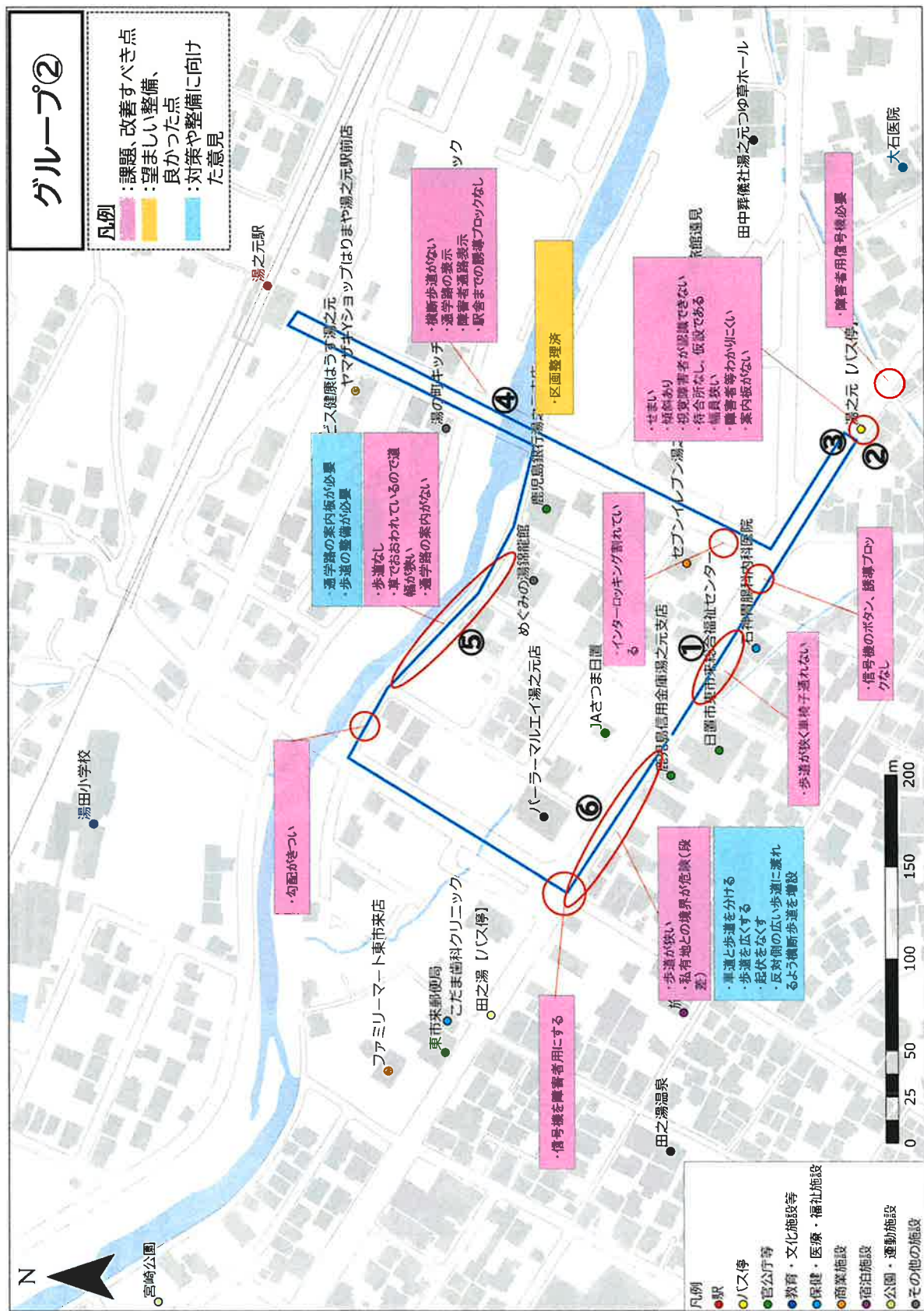
場所	課題・改善すべき点	対策・整備に向けた意見
国道3号線	歩道の幅員が狭い、見通しが悪い	歩道を広くする、電柱・標識・信号機の移設
	横断歩道なし	横断歩道を増やす
	ガタガタして歩きにくい	段差を平坦にする、起伏を無くす
	押しボタン式信号機であるが、音が出ない	音響式信号機に変更する
湯之元交差点	歩行者信号機が短い	信号機の時間を長くする
国道3号線～湯之元駅	案内標識が低く、危ない、見えづらい	高さを高くする、カラーコーンを置く、ライトアップする
	舗装(インターロッキング)が一部割れている	補修する
	視覚障害者誘導用ブロック無し	優先順位をつけて、視覚障害者誘導用ブロックを設置する
	車道の舗装が下がっていて(段差がある)、水がたまる	集水枳に穴をあけ、排水できるようにする
国道3号線～湯田小	案内標識、視覚障害者誘導用ブロック無し	視覚障害者誘導用ブロックを設置する
	湯田小前の交差点で踏切からの車が見えない	カーブミラーをつける
湯之元西踏切	歩道が途中で行き止まりになっている	歩道を広くする
大里川南側	歩道なし、草で覆われて道幅が狭い	歩道の整備を行う
	通学路の案内なし	通学路の案内板をつける
大里川北側	歩道なし	—
	視覚障害者誘導用ブロック無し	—
湯之元バス停	幅員が狭い、傾斜がある	—
	視覚障がい者が認識できない	—
	待合所なし	—
	案内板なし	—
田之湯バス停	時刻表の文字が小さい、見にくい、点字なし	時刻表の文字を大きくする、点字をつける
	ベンチが壊れている	ベンチの改修をする
	屋根がない	屋根をつける
	幅員が狭い、乗り降りしにくい	バス停を広くする

表:湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見/対策

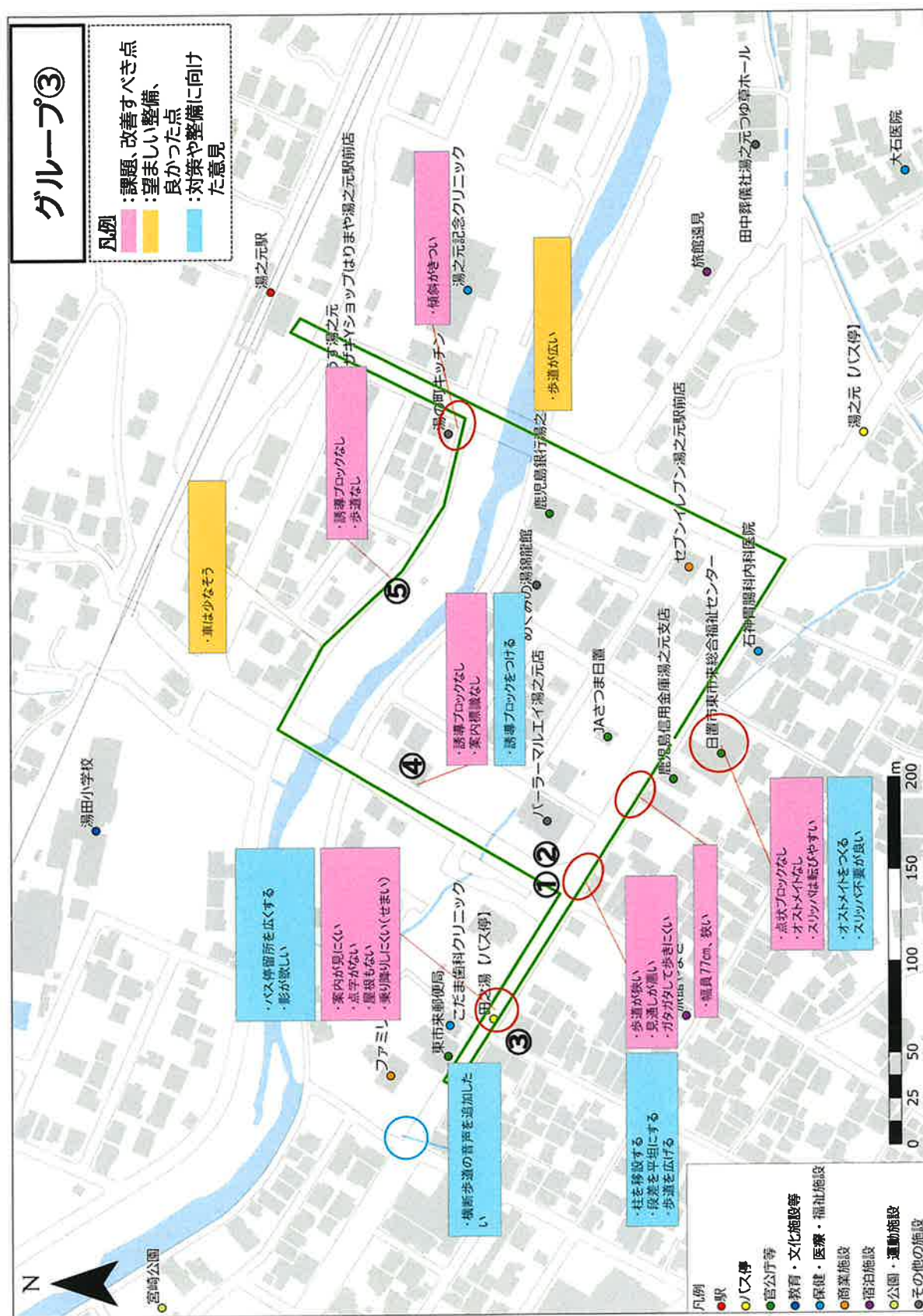
場所	課題・改善すべき点	対策・整備に向けた意見
日置市東市来総合福祉センター	点状ブロック、オストメイトなし	オストメイトをつける
	スリッパは転びやすい	スリッパ不要にする
東市来郵便局	草が生い茂り、駐車場のマークが見えない	緑の管理(見えるように)をする



図：湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見(グループ①)



図：湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見(グループ②)



図：湯之元駅周辺道路及び周辺地区に関する課題・意見(グループ③)

表:湯之元駅周辺道路及び周辺地区の指摘箇所(グループ①)

①歩道の幅員が極端に狭い/歩くのに危険を感じる



②案内標識がすごく低く、危ない、見えづらい/看板の位置が低い



③舗装がでこぼこしていて一部割れている



④車道の舗装が下がっている/水がたまる/排水柵に流れない



表:湯之元駅周辺道路及び周辺地区の指摘箇所(グループ①)

⑤交差点で踏切からの車が見えない	⑥歩道が行き止まりになっている
	
⑦歩道が広く、車椅子でも通りやすい	⑧電柱の下プランター植えが良い
	
⑨バス停の時刻表の文字が小さい	⑩郵便局の駐車場のマークが見えない
	

表:湯之元駅周辺道路及び周辺地区の指摘箇所(グループ②)

①歩道が狭くて車椅子通れない	②バス停の幅員が狭い
	
③バス停の待合所なし、仮設である	④横断歩道がない/誘導ブロックなし
	
⑤草で覆われているので道幅が狭い	⑥私有地と歩道の境界が危険(段差)
	

表：湯之元駅周辺道路及び周辺地区の指摘箇所(グループ③)

①歩道が狭い/見通しが悪い	②ガタガタして歩きにくい
	
③バス停の案内が見にくい/点字・屋根がない/乗り降りしにくい	
	
④誘導ブロック/案内標識なし	⑤誘導ブロック/歩道なし
	

4. 湯之元駅周辺地区のバリアフリー化に向けた課題

前項までの意見を踏まえ、湯之元駅周辺地区に関するバリアフリー化に向けた課題を以下のように整理しました。

課題①：湯之元温泉の玄関口にふさわしい湯之元駅及び駅前広場の整備

駅を利用する高齢者、障がいを持つ方、子育て世代の方、観光客を含む誰もが安全に利用できるような湯之元温泉の玄関口にふさわしい駅及び駅前広場の整備が必要です。

課題②：周辺地区の環境整備の推進

駅利用者だけでなく、駅から各施設への移動や周辺住民の通学路等の日常利用を含め、円滑に徒歩で移動できる歩道等の環境整備が必要です。

課題③：心のバリアフリーと持続的なバリアフリー化の推進

ハード面の整備だけでなく、誰もが「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を感じられるようソフト面での施策（心のバリアフリー）の推進、土地区画整理事業の進捗を含め、状況に応じた持続的なバリアフリー化事業の推進が必要です。

「心のバリアフリー」とは（出典：ユニバーサルデザイン 2020 行動計画）

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

「心のバリアフリー」を体现するためのポイントは、

- （1）障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- （2）障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- （3）自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

第4章 湯之元駅周辺地区バリアフリー化の基本方針

1. 基本理念、基本方針

湯之元駅周辺地区の一体的なバリアフリー化を推進するために、基本理念と基本方針を次の通り定めます。

(1) 基本理念(案)

**案①：高齢者、障がいのある方、子育て世代、観光客を含む
すべての人が歩いて移動できるバリアフリーのまち**

案②：みんなが助け合い 安全・安心に住める ウェルビーイングなまち

案③：みんなが湯ったり過ごせるまち

(2) 基本方針(案)

基本方針①：湯之元温泉のシンボルとしてみんなが使える安心・安全な湯之元駅

周辺住民だけでなく、湯之元温泉を訪れる観光客が安全に使えるような湯之元駅のバリアフリー化事業を進めるとともに、地域の交通拠点として誰もが利用しやすい駅前広場の整備を推進します。

基本方針②：みんなが快適に移動できる交通環境の形成及び整備

高齢者、障がいを持つ方、子連れの方に限らず誰もが快適に移動できるよう歩道の拡幅・整備や視覚障害者誘導用ブロックの設置等を推進します。

基本方針③：「心のバリアフリー」の推進とウェルビーイングなまちづくり

互いに支え合い、助け合えるよう市民及び事業者と一体となって「心のバリアフリー」に関する事業に取り組み、ウェルビーイングなまちづくりをすすめます。

基本方針④：持続的なバリアフリー化の推進

周辺地区の現状に合わせ、持続的なバリアフリー化を図るため、事業や基本構想の継続的な見直しを推進します。土地区画整理事業を踏まえた事業の進捗管理、それに伴う周辺地区の環境に応じた基本構想の見直し、事業の推進に取り組みます。

ウェルビーイング(Well-being)とは

身体的、精神的、社会的に満たされた状態(良好な状態)にあることを指し、世界保健機関(WHO)設立の憲章の中で用いられた言葉です。

「Health is a state of complete physical, mental and social *well-being* and not merely the absence of disease or infirmity」
(「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。(日本 WHO 協会訳)」)

デジタル庁では、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、共助の取組による地域の豊かさと心豊かな暮らしの共通の指標となる地域幸福度(Well-Being)指標の活用促進に取り組んでいます。

また、本市は湯之元に本社を置く小平株式会社と「企業と地域の新しい関係性を通じて、湯之元を世界に誇れるウェルビーイングタウンにしていくための連携協定書」を締結しました。

第5章 重点整備地区について

1. 重点整備地区選定についての基本方針

重点整備地区についてバリアフリー法第2条で以下の通り定められています。また、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想策に関するガイドライン（令和3年3月）」（以下「ガイドライン」）では原則として、重点整備地区は生活関連施設が概ね3以上あることとされています。

本構想では、上記を勘案し、湯之元駅を中心とする半径300～500m範囲で3以上の生活関連施設があり、バリアフリー化事業を重点的・一体的に行うことで都市機能増進に有効と判断される地区を重点整備地区とする方針としました。

バリアフリー法第二条(定義)

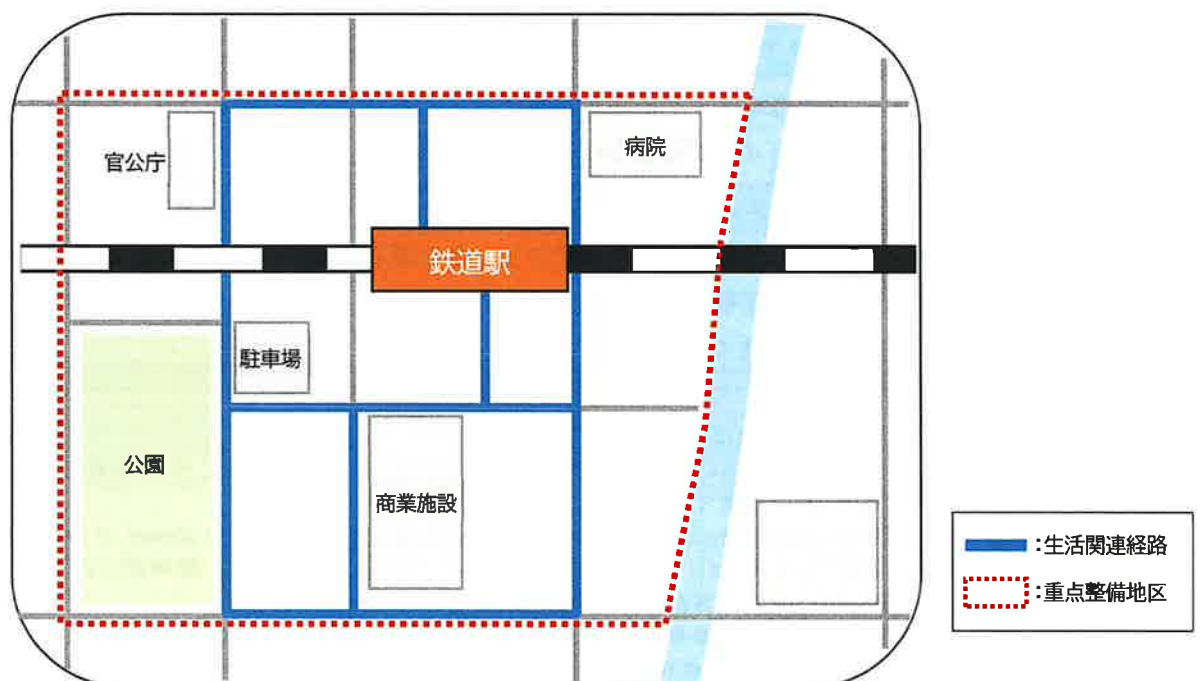
二十四 重点整備地区次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 前号イに掲げる要件

（生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。）

ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。



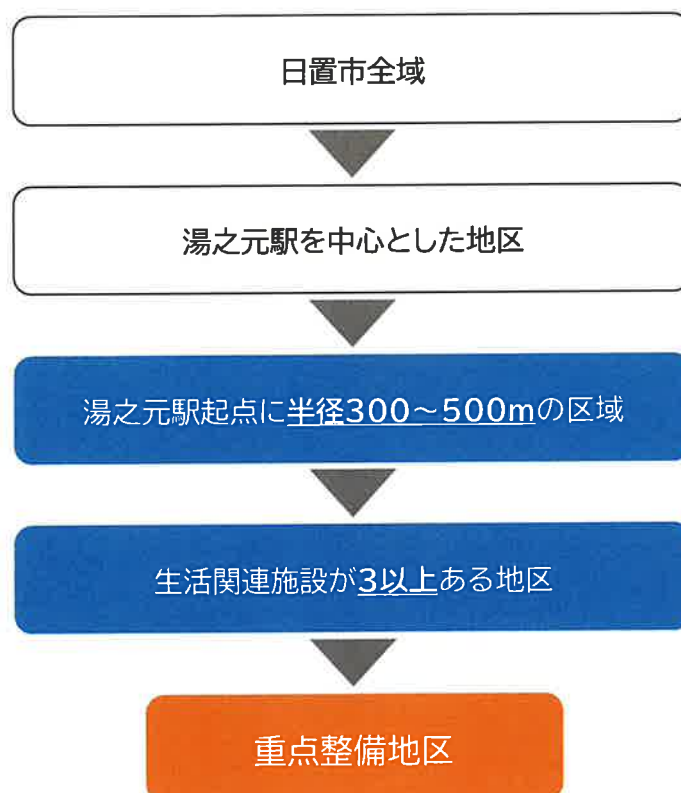
図：重点整備地区イメージ

2. 重点整備地区の区域設定

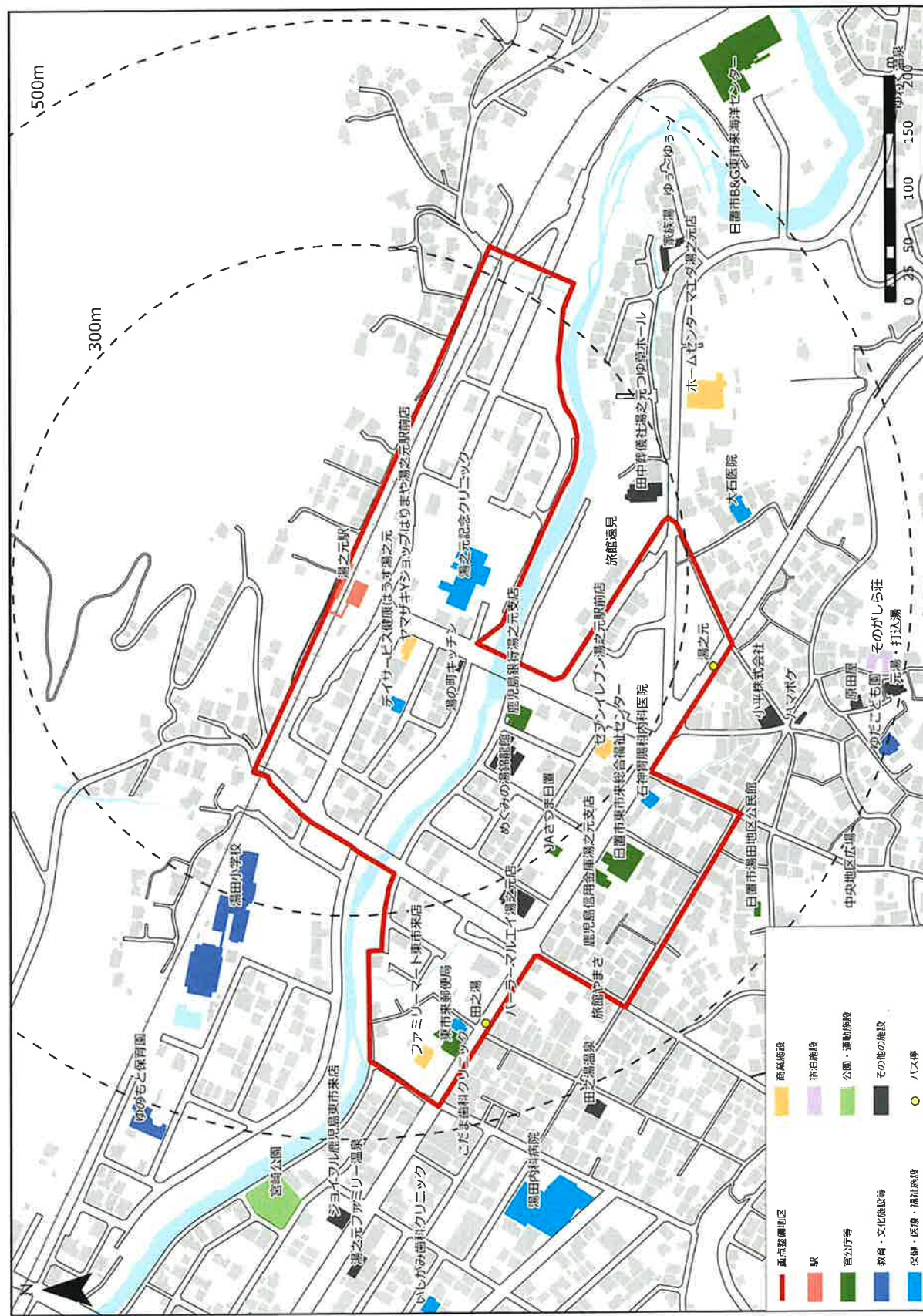
湯之元駅を起点に半径 300m～500m の範囲に位置している生活関連施設、それらを結ぶ徒歩で移動できる区域を本構想における重点整備地区と設定します。

湯之元温泉のシンボルとなるよう湯之元駅及び駅前広場の整備を進めるだけでなく、駅までの移動を担う周辺道路等の整備を進めることで湯之元駅の利便性を向上させ、駅利用者数及び観光客数の増加を目指します。また、重点整備地区を湯之元第一地区土地区画整理事業の区域とあわせた区域とするほか、湯之元駅からバス停までの徒歩圏を整備することで、利便性の向上による湯之元駅周辺地区内外の広域な移動の促進、周辺地区のより一体的なバリアフリー化の推進に取り組みます。

なお、ガイドラインに「重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることが必要」と記載されており、本構想においても道路や河川等により境界線を定めます。



図：重点整備地区選定フロー



图：重点整備地区

3. 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、バリアフリー法第2条で「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう」と定められています。また、ガイドラインでは特定事業の実施に関わらず高齢者や障害者、妊産婦等多様な人々が利用する施設、常に多数の人が利用する旅客施設や官公庁施設、病院等を位置付けることとされています。なお、生活関連施設に設定された施設がすぐに特定事業等の対象となるのではなく、長期的な議論を行い、必要に応じて事業を実施していきます。

表:想定される生活関連施設(出典:「ガイドライン」)

区分	種類
官公庁等	都道府県庁、市役所・区役所、役場
	郵便局、銀行、ATM
	警察署(交番を含む)、裁判所
	市民・地区センター、コミュニティーセンター等
	都道府県税事務所、税務署
教育・文化施設等	図書館
	市民会館、市民ホール、文化ホール
	学校(小・中・高等学校)
	公民館
	博物館・美術館・音楽観、資料館
保健・医療・福祉施設	病院・診療所
	総合福祉施設、老人・障害者福祉施設等
商業施設	大規模小売店舗等
	商店街等(地下街を含む)
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル等
公園・運動施設	公園
	体育館・武道館その他屋内施設
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設
	観光施設
	路外駐車場

本構想における生活関連施設を下表のとおり定めました。

表：生活関連施設一覧

区分	種類	施設名称
官公庁等	市民・地区センター	日置市東市来総合福祉センター
	郵便局、銀行、ATM	東市来郵便局
		JA さつま日置
		鹿児島銀行湯之元支店
		鹿児島信用金庫湯之元支店
保健・医療・福祉施設	病院・診療所	石神胃腸科内科医院
		湯之元記念クリニック
		こだま歯科クリニック
	福祉施設	デイサービス健康はうす湯之元
その他の施設		パーラーマルエイ
		めぐみの湯錦龍館

4. 生活関連経路の選定

生活関連経路とは生活関連施設相互間の経路を指し、旅客施設から生活関連施設への導線だけでなく、生活関連施設間の移動を含み、利用頻度が高く、歩行者の交通量が多い経路を優先的に選定することとされています。

湯之元駅から各生活関連施設へのアクセスや相互間の移動を考慮し、本構想における生活関連経路を下表のとおり定めました。

表：生活関連経路一覧

番号	場所	道路名	管理者
1	国道3号	都市計画道路3・4・2号湯之元長里線	国・市
2	湯之元駅～国道3号	都市計画道路3・4・1号湯之元赤崎線	県・市
3	国道3号～湯田小～湯之元駅	都市計画道路3・5・7号田之湯駅前線	市

52

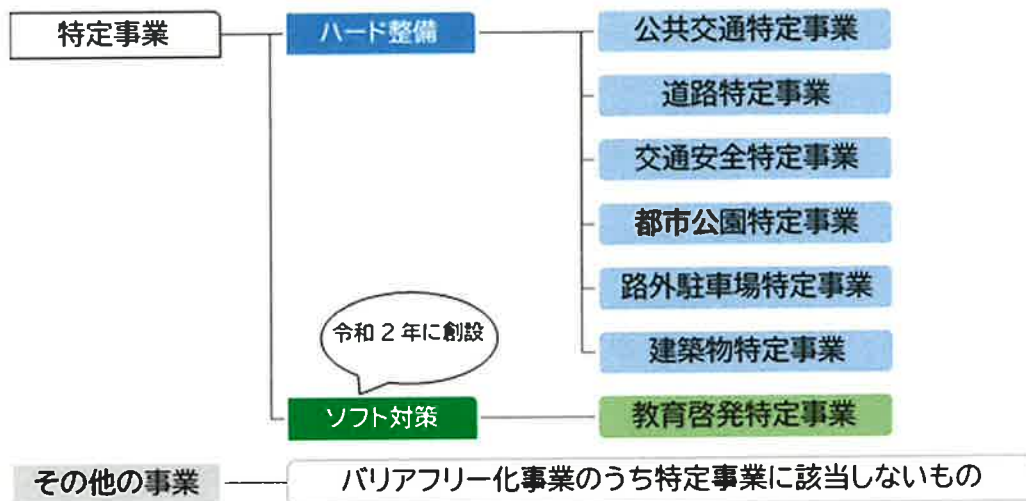
第6章 重点整備地区におけるバリアフリー化の概要

1. バリアフリー化に関する事業について

(1) 特定事業とは

特定事業とは、バリアフリー法第2条で定める6つのハード整備に関する事業と令和2年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業を指し、バリアフリーに関する事業を具体的に進めるための重要な項目です。

特定事業を定めた場合、実施事業者は特定事業計画の作成、それに基づく事業実施がバリアフリー法で義務付けられ、各事業者は、基本構想策定後可能な限り速やかに（概ね1年以内）に特定事業計画を作成することが望ましいとされています。したがって、基本構想に示す特定事業の内容について事業者を含め十分検討し、特定事業計画作成については自治体と事業者が相互に調整を図る必要があります。



図：バリアフリー化に関する事業分類分け

(参考)バリアフリー基本構想に位置づけられる特定事業

国土交通省



図：特定事業とは（出典：「バリアフリー法におけるマスタープラン・基本構想について」（令和6年6月））

表:特定事業の内容(出典:ガイドライン)

区分	内容
公共交通特定事業	・特定旅客施設におけるバリアフリー設備(エレベーター、エスカレーター等)の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
道路特定事業	・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物(歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等)の設置 ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、路面構造の改善等)
交通安全特定事業	・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置(高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等) ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止(違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等)
都市公園特定事業	・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備
路外駐車場特定事業	・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設(車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等)の整備
建築物特定事業	・特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
教育啓発特定事業	・児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業(学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室(障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等)の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催等) ・住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(上に掲げる事業を除く。)(障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等)

(2) その他の事業とは

その他の事業とは、バリアフリー化に関する事業のうち特定事業に該当しないものを指し、周辺地区のバリアフリー化の推進に寄与する事業について取り組みます。

表:その他の事業の内容(出典:ガイドライン)

その他の事業	・生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しないもの ・特定旅客施設以外の旅客施設 ・生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備 ・通路等(河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む) ・サインによる情報提供の充実
--------	---

2. 湯之元駅のバリアフリー化の概要

(1) 特定事業

特定事業として、下表及び図に示す湯之元駅に関する事業に取り組めます。

表:湯之元駅バリアフリー化事業

事業内容		事業主体	実施時期*
公共交通特定事業	視覚障害者誘導用ブロックの整備	公共交通事業者	前期
	改札口の一部改良(拡幅)	〃	〃
	ラッチ外スロープの新設	〃	〃
	バリアフリートイレの新設	〃	〃
	男女別トイレの改良(洋式化)	〃	〃
	音声案内の設置	〃	〃
	触知案内板の設置	〃	〃
	ホームのこう上	〃	〃
	誘導チャイム(盲導鈴)の設置	〃	〃
	列車接近表示の設置	〃	〃

※事業の実施・完了見込みに合わせ前期(令和7~11年度)、後期(令和12~16年度)に分けて記載し、事業が計画期間より長期にわたる場合又は現在実施中で今後も継続して実施する事業については継続実施と記載。

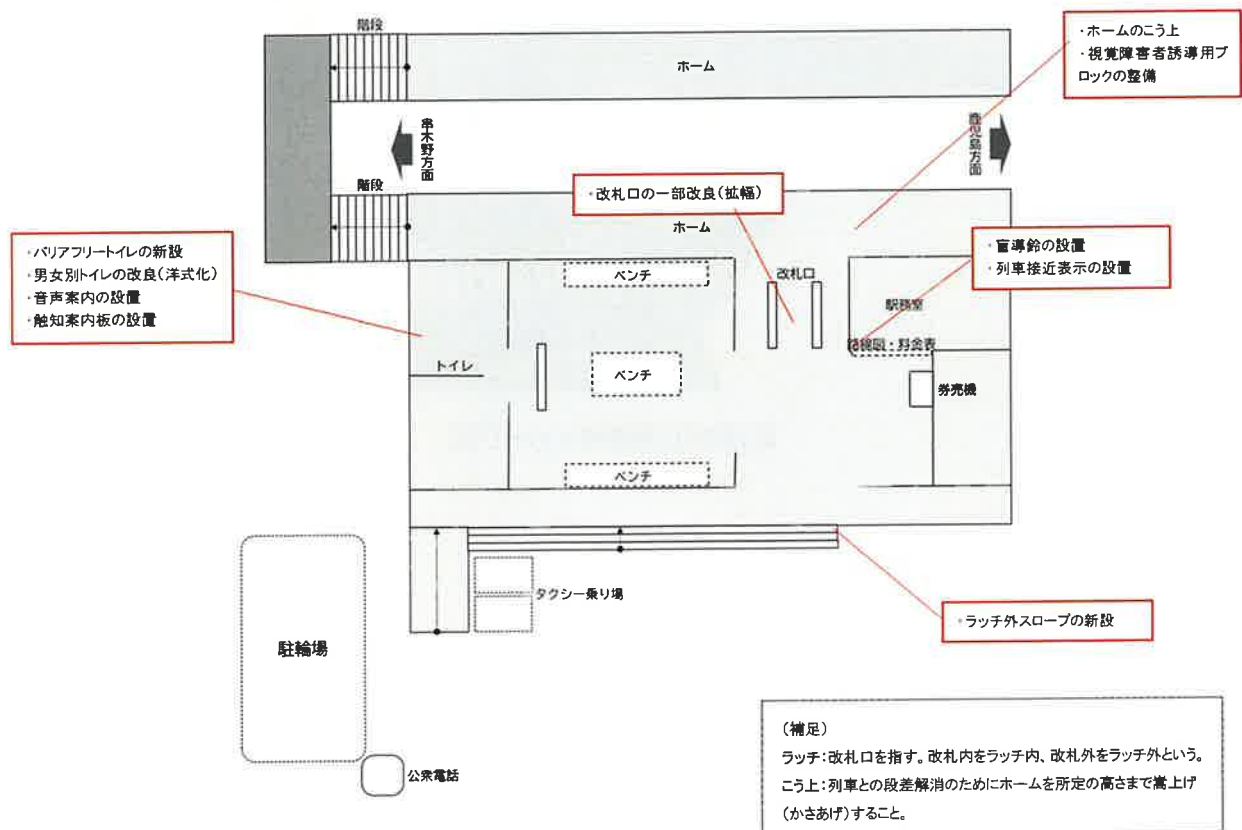


図:湯之元駅バリアフリー化事業

(2) その他の事業

その他の事業として、下表に示す駅前広場に関する事業に取り組めます。

表:湯之元駅駅前広場バリアフリー化事業

		事業内容	事業主体	実施時期※
その他の事業	駅前広場	屋根の設置	市産業建設課	後期
		車椅子利用者に配慮したフラット整備	〃	〃

※事業の実施・完了見込みに合わせ前期（令和 7～11 年度）、後期（令和 12～16 年度）に分けて記載し、事業が計画期間より長期にわたる場合又は現在実施中で今後も継続して実施する事業については継続実施と記載。



A1309233 本イメージは、実際とは異なる場合があります。

図:駅前広場整備イメージ図

3. 生活関連経路のバリアフリー化の概要

(1) 特定事業

湯之元駅周辺地区の生活関連経路では、下表に示す特定事業に取り組みます。

表：生活関連経路のバリアフリー化事業

	事業内容		事業主体	実施時期*
国道3号	道路特定事業	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・設置の検討	市産業建設課	後期
		横断歩道の設置検討	〃	〃
		横断歩道に接続する歩道等端部の切り下げ段差の改善	〃	〃
		歩道の設置	〃	〃
		歩道の有効幅員の確保	〃	〃
		車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善	〃	〃
		歩道未整備区間の歩行者空間の確保	〃	〃
		電柱等の移設検討	〃	〃
		溝蓋・グレーチングの設置及び改良	〃	〃
	交通安全特定事業	交差点の改良	市産業建設課	後期
		道路標識、道路標示の設置	〃	〃
		適切な維持管理	〃	継続実施
湯之元赤崎線	道路特定事業	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・設置の検討	市産業建設課	後期
		横断歩道の設置検討	〃	前期
		車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善	〃	〃
		溝蓋・グレーチングの設置及び改良	〃	〃
	交通安全特定事業	交差点の改良	市産業建設課	前期
		道路標識、道路標示の設置	〃	〃
		適切な維持管理	〃	継続実施
田之湯駅前線	道路特定事業	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・設置の検討	市産業建設課	後期
		横断歩道の設置	〃	完了・継続実施
		車両出入口や歩道切り下げ部の段差や勾配の改善	〃	〃
		溝蓋・グレーチングの設置及び改良	〃	〃
	交通安全特定事業	交差点の改良	市産業建設課	完了・継続実施
		道路標識、道路標示の設置	〃	〃
		適切な維持管理	〃	継続実施

※事業の実施・完了見込みに合わせ前期（令和 7～11 年度）、後期（令和 12～16 年度）に分けて記載し、事業が計画期間より長期にわたる場合又は現在実施中で今後も継続して実施する事業については継続実施と記載。

(2) その他の事業

生活関連経路以外の道路については、歩道舗装の補修、バス停のベンチの整備等について事業者と協議の上、バリアフリー化の推進に取り組みます。

本構想において、特定事業として位置づけられないものの、湯之元駅周辺地区の生活関連施設でのバリアフリースペースの設置やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を働きかけ、周辺住民が安全に暮らせる環境整備の推進に努めます。

なお、今後本構想の見直しや事業の方向性の検討を進めるなかで、特定事業として取り組むことになった場合は、特定事業計画を作成し、対応を進めていきます。

4. 心のバリアフリーについて

本構想における心のバリアフリーに関する事業として、下表に示す事業に取り組みます。

表:心のバリアフリーに関する事業

項目	事業内容	事業主体	実施時期*
心のバリアフリー	市職員や事業者などへのバリアフリーに関する研修の充実	市福祉課	継続実施
	バリアフリー・心の教育の推進	〃	〃
	バリアフリーやユニバーサルデザインをテーマにした学習の実施 (市立小・中学校)	市教育委員会 (学校教育課)	継続実施
	交通安全教室の開催や自転車マナーアップキャンペーンの実施	〃	〃
	接客研修の実施(身体が不自由な方へのサポートを含む接客 ロールプレイング研修)	公共交通事業者	継続実施
	障害者が参画する研修の実施(当事者から話を聞き、適切な サポート技術、知識及び接客マインドを習得する)	〃	〃
	乗務員(車掌、運転士)に対する教育の実施(身体の不自由な 方への対応について指導、車いすを使用した実設訓練)	〃	〃
	高齢者、障害者等をサポートする NPO・ボランティアなどへの活 動支援	市福祉課	継続実施
	高齢者や障害者とのふれあいの場の設置、声かけの実施	〃	〃
	障害者福祉大会の形を変え一般市民に障害について理解して もらえるようなイベントを開催	〃	〃
	ヘルプマーク配布	〃	〃
	認知症サポーター養成講座等認知症施策の実施	市介護保険課	継続実施
	接客に関する民間資格の取得推進(サービス介助士)	公共交通事業者	継続実施
その他の事業	高齢者の利用しやすい公共施設等の整備(介護保険事業計 画及び高齢者福祉計画)	市介護保険課	継続実施

※事業の実施・完了見込みに合わせ前期(令和7~11年度)、後期(令和12~16年度)に分けて記載し、事業が計画期
間より長期にわたる場合又は現在実施中で今後も継続して実施する事業については継続実施と記載。



図:ヘルプマーク及びヘルプカード(出典:鹿児島県ホームページ)

第7章 バリアフリー化事業の推進体制

1. バリアフリー化事業の推進体制

(1) 協議会について

本構想の策定にあたり、バリアフリー法第26条に基づき、有識者及び市民の意見等を広く反映させるため「日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」を設置しました。本構想策定後も協議会を活用し、事業等の進行管理を図るだけでなく、継続的に特定事業の分析や事後評価を実施することで、必要に応じた見直しを行い、バリアフリー化事業の推進に努めます。

バリアフリー法第二十六条(協議会)

基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施(実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。)に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 基本構想を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

(2) それぞれの役割

本市(行政)・市民・事業者・協議会が相互に連携・協働し、基本理念の実現に向け一体となってバリアフリーに関する事業の推進に取り組みます。

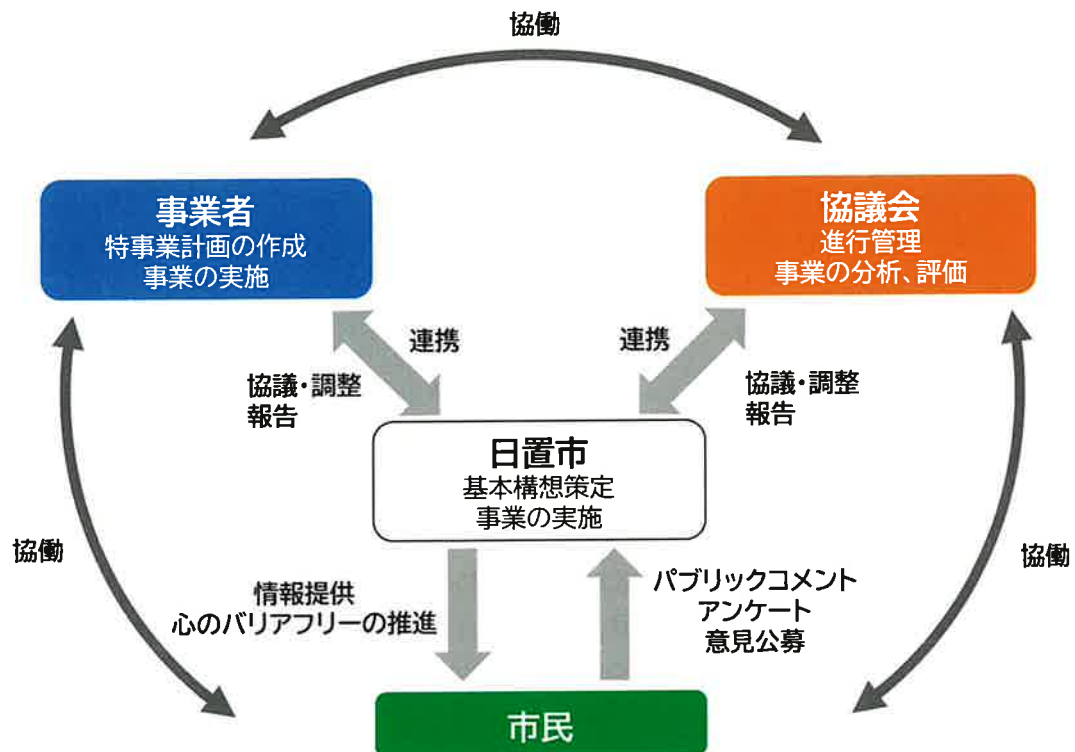
行政は、市民に対しホームページ等でバリアフリーに関する情報を提供するだけでなく、事業者や協議会と協働して、本構想や特定事業計画の見直し、バリアフリー化事業の推進に取り組みます。また、市民や事業者に対し、「心のバリアフリー」に関する事業を実施し、普及に努めます。

市民は、「心のバリアフリー」への理解を深め、パブリックコメントや意見の公募を通して、バリアフリー化に関する事業について主体的に関わっていきます。

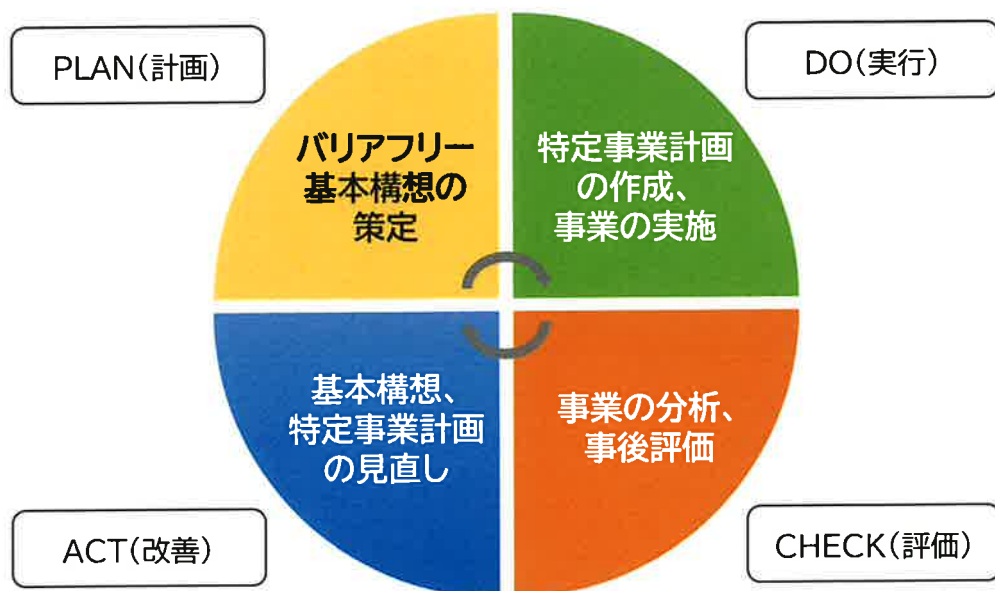
事業者は、特定事業に該当する事業は特定事業計画の作成を行い、事業に取り組みます。また市や協議会と連携しながら、市民の意向を把握し、適宜特定事業計画の見直しを行います。

協議会はバリアフリー化に関する事業の進行管理を行うだけでなく、適宜事業の分析や市民の意見を踏まえ、本構想及び特定事業の分析・評価を行います。

また、基本構想策定(PPLAN)、特定事業を含むバリアフリー化に関する事業の実施(DO)、事業実施内容の分析や効果の評価・検討(CHECK)、必要に応じた基本構想及び特定事業計画の見直し(ACT)を実行する「PDCA サイクル」に基づき、基本構想の見直しを実施することで継続的なバリアフリー化の発展に努めます。



図：バリアフリー基本構想の推進体制



図：バリアフリー基本構想のPDCA サイクル

第8章 参考資料

1. 湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想協議会

(1) 設置要綱

日置市告示第 42 号

日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱を次のように定めた。

令和 6 年 4 月 30 日

日置市長 永山由高

日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱
(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想（次条において「基本構想」という。）の策定に当たり、有識者及び市民の意見等を広く反映させるため、日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 基本構想の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、基本構想に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体の代表
- (3) 障がい者団体の代表
- (4) 日置市商工会の代表
- (5) 公共交通事業者の代表
- (6) 関係行政機関の代表
- (7) 市の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、その委嘱又は任命の日から第 2 条の規定による協議が調う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

(職務)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わることができない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、東市来支所地域振興課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略)

	区 分	関係機関	役職	氏 名
1	学識経験者	鹿児島女子短期大学	名誉教授	古川 恵子
2	高齢者団体の代表	日置市高齢者クラブ連合会 東市来支部	事務局長	上養母 義文
3	障がい者団体の代表	日置市身体障害者協会東市来支部	支部長	國分 隆
4	日置市商工会の代表	日置市商工会東市来支所	支所長	神之田 雅弘
5	公共交通事業者	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社	副支社長	宮崎 恵介
6		鹿児島交通株式会社	乗合営業部 課長	三倉 康
7		第一交通株式会社 串木野営業所	所長	田中 初己
8	その他関係行政機関	国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所	交通対策課長	由浅 直洋
9		国土交通省九州運輸局 鹿児島運輸支局	企画調整担当 首席運輸企画専門官	谷口 誠一
10		鹿児島県総合政策部交通政策課	課長	鈴木 圭祐
11		鹿児島地域振興局建設部土木建築課	課長	栗野 克大
12		日置警察署	地域課長代理	堀添 真吾
13	市職員	地域づくり課	課長	濱崎 慎一郎
14		福祉課	課長	宮前 美紀
15		介護保険課	課長	入佐 好彦
16		学校教育課	課長	中鉢 吉彦
17		東市来支所産業建設課	課長	藤田 聖一
18	市長が必要と認める者	東市来地域自治会長連絡協議会	会長	住吉 伸一
19		湯田地区公民館	館長	国分 高明